平成 22 年度

西東京市環境年次報告書(環境白書) 環境活動レポート



6月の環境フェスティバルでは、西東京市エコ・クッキングナビ ゲーターとともにエコのみ焼きのエコ・クッキングを開催し、小 さなお子様から大人まで楽しくおいしくエコ・クッキングを体験 しました。

平成 23 年 12 月

西東京市

目次

| 1. | 環境白語 | 書にて | つい | て・ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 1 | |
|----|------|-----|------------------|-----|-----|------------|----|------------|-----|------------|----|-----|-----|-----|----|----|---|----|----|---|----|----|------------|---|------------|---|---|---|---|---|----|
| | 1. | 環境 | 白書 | の往 | (書 | ١. | • | • | • | - | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | | • | • | 1 |
| | 2. | 環境 | 白書 | のキ | 冓成 | - | • | • | • | - | • | • | • | • | | • | • | - | | - | | | | | | | | | - | | 1 |
| 2. | 西東京市 | †環‡ | 竟基: | 本計 | 画 | ے | I: | ⊐ 7 | r ! | ナミ | ン: | ∃ : | ン | 21 | 15 | | し | ١7 | - | • | | | • | - | • | - | • | | • | 1 | 2 |
| 3. | 環境方針 | 計• | | | • | • | • | • | - | | • | • | | • | • | • | | • | | • | | • | • | • | • | • | • | | • | | 3 |
| 4. | 推進体制 | 刖 • | | | | • | | | | | • | • | | • | | • | • | • | | • | | • | • | • | | • | • | • | | 4 | |
| 5. | 西東京市 | †の∜ | 既要 | | | • | • | | - | | • | • | | | | • | | • | | • | | • | • | • | | | • | • | | 5 | |
| 6. | 環境施策 | 乗の耳 | 仅組 : | 状涉 | - 5 | • | • | | | | • | | | | | • | | • | | • | | • | • | • | | • | • | • | | 6 | |
| | 基本 | 方針 | 1 • | | | • | • | | • | • | • | | • | • | • | • | | | | • | • | - | | | - | | | | • | | 6 |
| | 基本 | 方金 | † 2 • | - | | - | | | | • | • | | | | • | • | | | | | | - | | | - | | | | • | | 9 |
| | 基本 | 方金 | 3 • | • | | | - | - | • | • | | • | • | • | | | • | • | | • | | • | | • | • | • | • | | • | | 11 |
| | 基本 | 方金 | 4 • | - | | - | • | • | • | • | | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | | • | • | • | • | • | | 14 |
| 7. | 温室効果 | 製ガス | ス削 | 減σ |)取: | 組。 | み | (= | I: | コフ | P! | ク: | シ: | ∃ : | ン | 21 | 玛 | 焸 | 記污 | 鲭 | ħι | 17 | ۴ - | _ | ト) | - | • | | ı | 1 | 6 |
| | 7-1 | 環境 | 目相 | 票 - | | | | | • | • | • | | • | • | • | | • | • | | • | • | • | | • | • | • | • | | • | | 16 |
| | 7-2 | エネ | ・ルゴ | ۴̈— | に関 | 月す | トる | 5取 | 私 | 狀 | 汅 | 2 - | • | | | | | • | • | • | • | • | • | • | • | | | | | | 17 |
| | 7-3 | 各課 | 例現 | 環境 | 活動 | b · | • | • | • | • | • | • | • | | | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 20 |
| | 7-4 | 職員 | 研修 | > • | • | | | - | | • | | | • | | | | • | | | | | | • | • | • | | • | • | • | ; | 25 |
| | 7-5 | 環境 | [⊐ ≥ | ミュ | 二点 | - | -シ | / 3 | ン | | • | • | • | • | | • | • | • | | • | | • | • | • | | | | | | | 25 |
| | 7-6 | 環境 | 法规 | 制 | 等の | D退 | 氢句 | 쌍 | 沅 | ļ . | • | • | • | • | | • | • | • | | • | | • | • | • | | | • | | | | 25 |
| | 7-7 | 市長 | £124 | くる | 全体 | 信本 | 平征 | 5及 | いび | 見 | .直 | Įί | . • | | | | | | | | | | | | • | • | | | | | 26 |

1. 環境白書について

1-1 環境白書の役割

西東京市環境白書は、1年間の西東京市の環境の取組みをまとめたものです。

西東京市環境白書の役割は、次の3つです。

- (1)「西東京市環境基本計画」の進歩状況を点検・評価する。
- (2) 西東京市の環境の現状や市が実施している環境に関する施策などを広く周知する。
- (3) エコアクション 21 の環境活動レポートとして、西東京市役所の環境活動の取組状況を報告する。

「西東京市環境基本計画」では、豊かな環境を次世代に残すため、4つの基本方針の下に目標を設定し、その進捗状況を環境白書で報告することになっています。また、エコアクション 21 は環境省がすすめている認証登録制度で、西東京市が「西東京市地球温暖化対策実行計画」で掲げている温室効果ガス削減目標を達成するために取り組んでいる環境マネジメントシステムです。エコアクション 21 では、毎年エネルギーデータや環境活動について「環境活動レポート」で公表することになっています。

そのため、環境白書は、環境基本計画に基づく環境の保全等に関する施策の進捗状況を示す環境年次報告書であると同時に、エコアクション 21 に規定された環境活動レポートの役割を果たします。

1-2 環境白書の構成

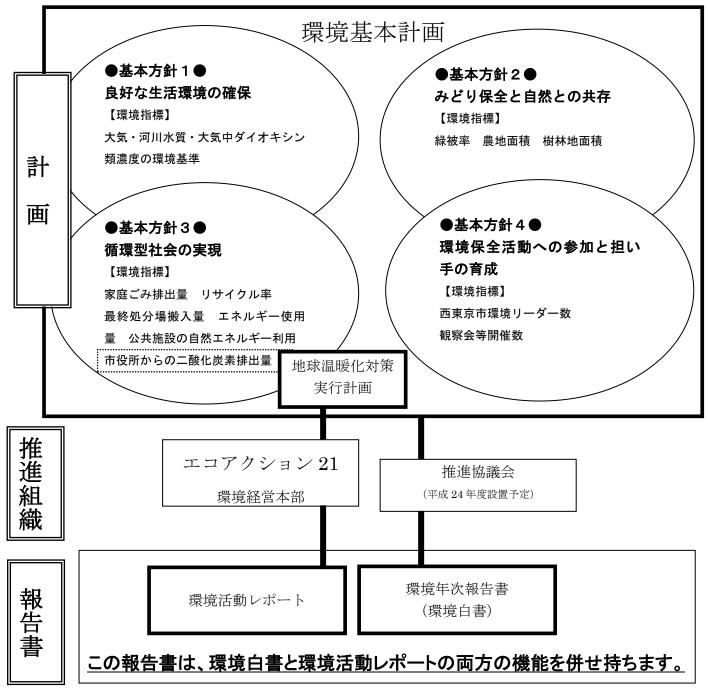
この報告書は、前半部分が環境基本計画の目標の進捗状況をまとめた環境白書、後半部分が様々な環境施策の中でも市の事務事業から排出される温室効果ガス削減の取組み (エコアクション 21) についてまとめた環境活動レポートとなっています。

環境基本計画の基本方針の進捗状況については、「6 環境施策の取組状況」を、環境施策の中でも市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に関する取組みについては「7-2 エネルギーに関する取組状況」をご覧ください。また、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画の目標として設定されていない取組みではあっても、各課のユニークな環境活動を「7-3 各課の環境活動」で紹介しています。環境活動レポートを職員コミュニケーションツールとして活用し、良い環境活動は積極的に他課でも取り入れていきます。

2. 西東京市環境基本計画とエコアクション 21 について

「西東京市環境基本条例」に基づき平成 16 年 3 月に策定した「西東京市環境基本計画」では、西東京市の目指す環境像を4つの基本方針でまとめ、それらを実現するための目標及び重点プロジェクトを設定しています。環境基本計画の進捗は、毎年「環境年次報告書(環境白書)」で公表します。

西東京市の環境に関する総合的な計画は「西東京市環境基本計画」ですが、この他にも「みどりの基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」など、個別の事業毎に計画が策定されています。その中で、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定した「西東京市地球温暖化対策実行計画」は、市の事務事業で排出される温室効果ガスの削減を目的とした計画で、この計画を推進するために、西東京市では「エコアクション 21」の認証を取得し、全庁的に温室効果ガス削減に取り組んでいます。「エコアクション 21」では、毎年温室効果ガス削減の取組みと実績を「環境活動レポート」で公表することになっています。



3. 環境方針

1 基本理念

西東京市は、縄文時代の集落跡や、農地、屋敷林、雑木林に代表される武蔵野の景観など、先人が創り上げた豊かな環境を受け継いできました。

しかし、首都近郊という立地特性から都市化が進み、物質的豊かさや利便性の高さを求める資源やエネルギーを大量に消費する生活が中心になり、西東京市においても、身近な環境問題から地球的規模の環境問題に至る多種多様な環境問題が顕在化しています。

西東京市役所は、市域の事業所のひとつとして、「西東京市環境基本条例第5条」、「西東京市地球温暖化対策実行計画」及び「西東京市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、再生可能エネルギーを活用するなど、限りある資源を賢明に活用し、身近な環境問題から地球的規模の環境問題の改善に継続的に取り組み、多様な生物が共生した持続可能な低炭素社会の構築に努めます。

2 基本方針

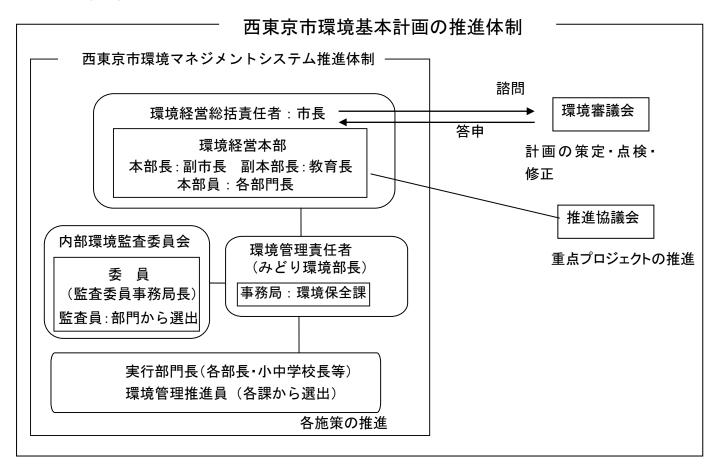
基本理念に基づき、環境に関する合意事項及び法規制を遵守し、活動計画を定めて、次の項目に取り組みます。

- ① 環境に配慮した事務・事業を推進します。
 - (ア)省資源、省エネルギー、ごみの減量及びリサイクルを推進し、市役所が排出 する温室効果ガスの削減に努めます。
 - (イ)公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します。
 - (ウ)公共工事、委託業務における環境負荷の低減に努めます。
 - (エ) グリーン購入を推進します。
 - (オ)市の活動内容を公表します。
 - (力) その他、市が行う事務・事業の環境負荷の低減に努めます。
- ② 地球温暖化問題をはじめとする環境に関する情報を外部に発信するとともに、環境保全に資する事務・事業や環境学習を推進します。
- ③ 職員の環境保全意識の向上を図るため、教育・訓練を行います。

平成22年6月1日

西東京市長 坂口 光治

4. 推進体制



【エコアクション21対象組織】

| L <u>エコアクション 21</u> | 刈 | | | | | |
|---------------------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 部 | 課・施設 | | | | | |
| 企画部 | 企画政策課・財政課・秘書広報課・情報推進課 | | | | | |
| 総務部 | 総務法規課・管財課・職員課・建築営繕課・契約課 | | | | | |
| 危機管理室 | | | | | | |
| 市民部 | 市民課・健康年金課・市民税課・資産税課・納税課 | | | | | |
| 福祉部 | 生活福祉課・高齢者支援課・障害福祉課 | | | | | |
| 子育て支援部 | 子育て支援課・保育課・児童青少年課・子ども家庭支援センター | | | | | |
| スポーツ文化部 | 文化振興課・スポーツ振興課・産業振興課・協働コミュニティ課 | | | | | |
| みどり環境部 | 環境保全課・ごみ減量推進課・みどり公園課 | | | | | |
| 都市整備部 | 都市計画課・用地課・道路建設課・道路管理課・下水道課・ 再開発課 | | | | | |
| 会計管理者 | 会計課 | | | | | |
| 議会事務局 | | | | | | |
| 教育委員会 | 教育企画課・学校運営課・教育指導課・社会教育課・ | | | | | |
| 教育部 | 公民館(市内6館)·図書館(市内7館)·市立小中学校(全28校) | | | | | |
| 選挙管理委員会事務局 | | | | | | |
| 監査委員会事務局 | 監査委員会事務局 | | | | | |
| | | | | | | |

※平成22年度現在の組織名称

5. 西東京市の概要

西東京市は、東京都区部の西部地域に隣接し、武蔵野台地のほぼ中央に位置しています。 都心から約20kmで、西武新宿線と西武池袋線で都心と結ばれ、市内には5つの駅(田無駅・ひばりヶ丘駅・保谷駅・西武柳沢駅・東伏見駅)があります。このように都心方面と 結ばれた交通の利便性から、これまで住宅都市として発展してきましたが、市内の各所に 雑木林・屋敷林・農地がみられ、武蔵野の面影が残されています。

《西東京市の概況》

| 面積 | 15. 85km² |
|--------|--|
| 人口・世帯数 | 194, 908 人・89, 753 世帯(平成 22 年 4 月 1 日現在) |

《西東京市役所の概況》

| 市長 | 坂口 光治 |
|----------------------|---------------------|
| 所在地 | 西東京市南町五丁目6番13号 |
| 平成 22 年度当初予算額 (一般会計) | 67, 696, 000 千円 |
| 職員数 | 1,115人(平成23年3月1日現在) |
| 環境管理責任者 | みどり環境部長 |

《環境に関するこれまでの取り組み》

| | 環境マネジメントシステムの取組 | その他の取組 |
|--------------|-------------------|-----------------|
| 平成 14 年 4 月 | | 環境基本条例策定 |
| 平成 15 年 10 月 | IS014001 認証取得 | |
| 平成 16 年 3 月 | | 環境基本計画策定 |
| | | 地球温暖化対策実行計画(前期実 |
| | | 行計画)策定 |
| 平成 18 年 4 月 | ISOサイト拡大(公民館・図書館) | |
| 平成 18 年 5 月 | 学生参加による内部監査の実施 | |
| 平成18年10月 | IS014001 更新 | |
| 平成 20 年 3 月 | | 地球温暖化対策実行計画(後期実 |
| | | 行計画)策定 |
| | | 環境配慮行動の指針策定 |
| | | 環境学習基本方針策定 |
| 平成 20 年 7 月 | | エコプラザ西東京オープン |
| 平成 20 年 8 月 | エコアクション 21 運用開始 | |
| 平成 21 年 3 月 | | 環境基本計画改定 |
| 平成 21 年 4 月 | エコアクション 21 認証取得 | |
| 平成 22 年 3 月 | エコアクション 21 中間審査 | 地球温暖化対策地域推進計画策定 |
| 平成 22 年 6 月 | 環境方針改訂 | |
| 平成 23 年 1 月 | エコアクション 21 更新審査 | |

6. 環境基本計画における環境施策の取組状況

基本方針 1 良好な生活環境を確保し、健康で心豊かにすごす

【環境指標】①大気の環境基準 ②河川水質の環境基準 ③大気中ダイオキシン類濃度の環境基準

総合評価: 環境指標は、光化学オキシダントと河川水質を除き、目標を達成しています。大気や河川など、広域的な環境問題は、他自治体や国等との連携が欠かせません。より良い環境を維持・確保するために、今後も広域的な連携を保ちながら、環境指標の調査・監視を継続していきます。

| 環境指標 | 25 年度目標 | 22 年度実績 | 評価 | 担当課 |
|---|--------------------------|---|----|-------|
| 大気環境基準の達成 状況 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・光化学オキシダント | 全ての測定地 点が環境基準 を下回る | (達成地点数/測定地点) - 二酸化窒素: 4/4 - 浮遊粒子状物質: 4/4 - 光化学オキシダント: 0/1 | Δ | 環境保全課 |
| 河川水質の環境基準 達成状況 (BOD 濃度年 平均値) 環境基準:5.0mg/Q | 全ての測定地 点が環境基準 を下回る | 石神井川境橋: 23 mg/l 石神井川溜淵橋: 0.8 mg/l | Δ | 環境保全課 |
| 大気中ダイオキシン 類濃度の環境基準達 成状況 | 全ての測定地 点が環境基準 を下回る | (達成地点数/測定地点) 5/5 | 0 | 環境保全課 |

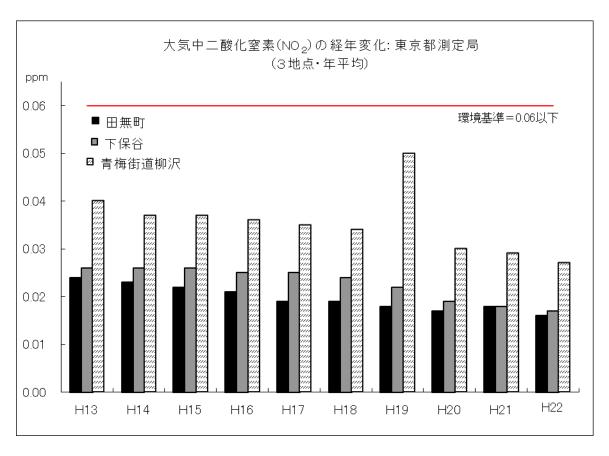
【大気環境基準】

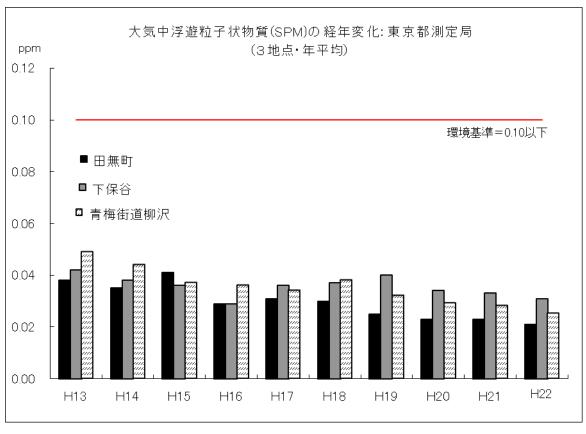
二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度は、測定値全てで環境基準を下回り、目標の 100% 達成を遂げています。一方で、光化学オキシダントについては、平成 22 年度は、注意報 (0.12 p p m以上) が 15 回、学校情報 (0.10 p p m以上) が 33 回発令され、環境基準を達成できませんでした。

| 測定地点 | 田無町 | 下保谷 | 青梅街道 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|
| 二酸化窒素(ppm) 環境基準=0.06ppm 以下 | 0. 016 | 0. 017 | 0. 027 |
| 浮遊粒子状物質 (mg/m³) 環境基準=0.10mg/m³以下 | 0. 021 | 0. 031 | 0. 025 |
| 光化学オキシダント | 年平均 | | |
| 環境基準=1時間値が0.06ppm以下 | 0. 036 | | |

出典:東京都資料

光化学オキシダントは、窒素酸化物やVOC(揮発性有機化合物)が太陽の紫外線により化学反応をおこして発生する汚染物質です。窒素酸化物が減少傾向にある中、光化学オキシダントの発生を抑制できないひとつの原因には、VOCの排出抑制がなかなか進んでいないことがあると考えられます。VOCは塗料、接着剤等に溶剤として含まれるほか、自動車やボイラーなどからも排出されるため、排出量の削減が難しいもののひとつです。





【河川水質】

石神井川は、昭和 50 年代以前は、それまでの急激な都市化に伴う家庭雑排水により悪臭の漂う河川となっていました。その後、公共下水道施設の完備により流量が少なくなったものの水質は改善されてきました。しかし、その後さらに流量が減少したために現在では全体的にやや汚濁気味になっています。

東伏見小学校裏の弥生橋周辺は、親水公園化の計画が進められ、市民ボランティアが毎 月定期清掃を行っています。最近では、カモの親子など生態系の回復の兆しも見えてきま したが、河川へのゴミのポイ捨てなど、取り組むべき課題は多く残っています。まずは、 石神井川に市民の目を向けてもらい、川への関心を高めることが必要です。



石神井川 弥生橋周辺

【ダイオキシン類濃度】

大気中のダイオキシン類濃度は、測定全地点で環境基準を下回り、目標を達成しています。西東京市環境基本計画が策定された平成14年度には、5地点の平均で約0.10ピコグラムーTEQ/㎡でしたが、平成15年以降は、0.05ピコグラムーTEQ/㎡前後で推移し、低下傾向にあります。

| 測定場所 | 大気中ダイオキシン類調査 単位: | (毒性等量)ピコグラムーTEQ∕㎡ | | |
|----------|-----------------------|-----------------------|--|--|
| 環境基準=0.6 | 平成 22 年 8 月 18 日~25 日 | 平成 23 年 2 月 2 日 ~ 9 日 | | |
| 青嵐中学校 | 0. 015 | 0. 19 | | |
| 東伏見小学校 | 0. 014 | 0. 097 | | |
| 保谷庁舎 | 0. 012 | 0. 11 | | |
| 谷戸小学校 | 0. 018 | 0. 061 | | |
| 田無第一小学校 | 0. 017 | 0. 053 | | |

基本方針2 都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

【環境指標】①緑被率 ②農地面積 ③樹林地面積

総合評価:都市化とともに市内のみどりは減少傾向にあります。だからこそ、市民一人 一人がみどりの効用を実感し、保全や育成に携わるしくみづくりが重要となっています。

| 環境指標 | 25 年度目標 | 22 年度実績 | 評価 | 担当課 |
|--------|-----------------------------------|--------------------------------------|----|-------------------|
| 緑被率 | 概ね 30%を維持**1 | 26% (平成 20 年度値) | Δ | みどり公園課 |
| 市内農地面積 | 160ha ^{**2} | 155ha ^{※3} | × | 資産税課 目標値:産業振興課 |
| 樹林地面積 | 現在の緑被率を維 持する中で、現在の 樹林地面積を維持 | 約 181ha ^{※3} (平成 20 年度値) | 0 | みどり公園課 |

- ※1 西東京市みどりの基本計画:平成16年7月策定:計画期間 平成16年度~平成35年前後
- ※2 西東京市農業振興計画:平成16年度3月策定:計画期間 平成16年度~平成25年度
- ※3 市内農地面積及び樹林地面積は東京大学附属農場を含んでおりません。

【緑被率】

緑は人に潤いと安らぎをもたらし、憩いの場となるだけではなく、火災の延焼防止や 都市水害の軽減、避難場所の提供などの防災面での効果も担っています。また、ヒート アイランド現象の緩和などの都市環境の改善と生物の生存基盤としても緑は重要になり ます。

西東京市では、平成 16 年 (2004 年) 7 月に「西東京市みどりの基本計画」を策定しており、この計画の中では、10 年から 20 年後の数値目標として、緑被率を現在のおおむね 30%を維持していくとしています。平成 20 年度に行った調査は、課税対象用に撮影した写真から算定したもので、前回までの数値 29.1% (平成 16 年度調査) から 4 年間で 3 ポイント以上緑が減少したことがわかります。都市化が進むにつれて緑が減少する傾向にありますが、緑の効果を理解し、緑の保全を図る必要があります。

【市内農地面積】

都市農業は、新鮮な農産物を市民に供給するとともに、緑や防災としての生活環境、 生態系などの自然環境の保持など様々な役割を担っています。

平成 11 年 (1999 年) に国が制定した「食料・農業・農村基本法」では、食料安定供給とともに農業の多面的機能の発揮に向けた農業・農村の持続的な発展をうたっています。また、都市農業の重要性や各主体の役割なども定めています。この基本法に基づき、西東京市農業の振興を図るため、市では平成 16 年 (2004 年) 3 月に「西東京市農業振興計画」を策定し、平成 25 年度 (2013 年度) の農地面積として約 160ha という目標を設定しています。

しかし、農地が宅地などに転用されてきた結果、平成 13 年(2001 年)には 189ha あった農地は、平成 22 年(2010 年) は 155ha まで減少しました。農地の減少の背景には、後継者不足などがありますが、市民の農地に対する理解をすすめ、都市の農地を保全し

ていく必要があります。

【樹林地面積】

市内各所に数多く残されている樹木・樹林ですが、維持管理の困難や相続の発生により減少しつつあります。そのため市では保存樹木・樹林の指定を行い、保全を支援してきましたが、さらなる施策の充実も検討していかなければなりません。

また、個人や事業所が所有する樹林地などは、地域全体の協力で保全していく必要があります。樹林地・屋敷林の見学会などのイベントを通じて、保全の機運を高めていくとともに、所有者への協力もお願いする必要があります。

基本方針3 生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

【環境指標】①1人1日あたりのごみ排出量(市収集分) ②リサイクル率 ③最終処分場搬入量

④市内でのエネルギー使用量(電気・都市ガス・上水道)

⑤公共施設での自然エネルギー利用状況 ⑥市の事務事業による二酸化炭素排出量

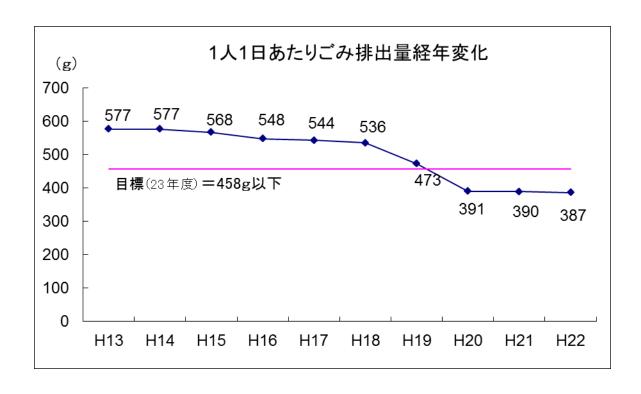
総合評価: 平成 19 年度より家庭ごみの個別収集が開始した効果が現れてきて、平成 21 年度は、ごみの減量化・資源化が大幅に促進されました。エネルギー使用量については、人口の増加に伴って増加傾向にあります。

| 環境指標 | 25 年度目標 | 22 年度実績 | 評価 | 担当課 |
|--|--|---|----|---------|
| 1日1人あたりのごみ排出量 | 458g(平成 23 年度 目標) ^{※1} | 387g/人日 | 0 | ごみ減量推進課 |
| リサイクル率(= 資源物量/家庭 系ごみ量) | 27.6%(平成 23 年 度目標) ^{※1} | 31. 7% | 0 | ごみ減量推進課 |
| 最終処分場搬入 量 | 大幅な削減 | 4, 203 t | 0 | ごみ減量推進課 |
| 市内でのエネル ギー使用量 ・電気 ・ガス ・上水道※4 | 14 年度比 10%削減 | ・電気使用量非公開 のため不明 ・ガス:14年度比 0.6%削減 | × | 環境保全課 |
| 公共施設自然エ ネルギー利用状 況 | 今後目標を設定 | 15 施設**2 | _ | 建築営繕課 |
| 市の事務事業に よる CO2 排出量 | 基準施設 22 年度ま でに 14 年度比 11. 4%削減 ^{※3} | 7, 621, 212kgCO ₂ 0. 8%削減 | × | 環境保全課 |

- ※1 平成 19 年 3 月策定の西東京市一般廃棄物処理基本計画: (計画期間 平成 19 年度~平成 33 年度 1 人 1 日あたりのごみ排出量:可燃ごみ+不燃ごみ+有害ごみ+粗大ごみ)
- ※2 太陽光発電または太陽熱利用システムを導入した公共施設数
- ※3 西東京市地球温暖化対策実行計画目標
- ※4 平成22年度上水道使用量は、東京都水道局で現在集計中

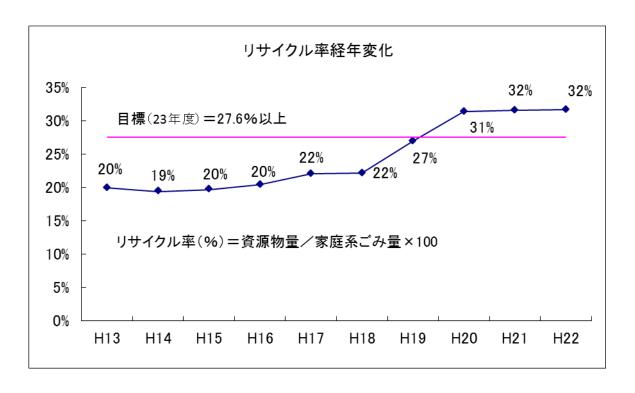
【1日一人あたりごみ排出量】

ごみ排出量とは、「可燃ごみ+不燃ごみ+有害ごみ+粗大ごみ」の合計です。平成22年度(2008年度)の1人1日あたりの総ごみ排出量(収集量)は、387gで、前年度より3g減り、3年連続で目標を達成しました。戸別収集、プラスチック容器包装類の分別収集、家庭ごみ袋の有料化によって、市民のごみ減量意識が高まり、平成19年から20年にかけては大きくごみ排出量が減りましたが、平成20年から22年にかけてはあまり減りませんでした。リバウンド防止のためにも3R(リデュース、リユース、リサイクル)をより効果的に進めていく必要があります。



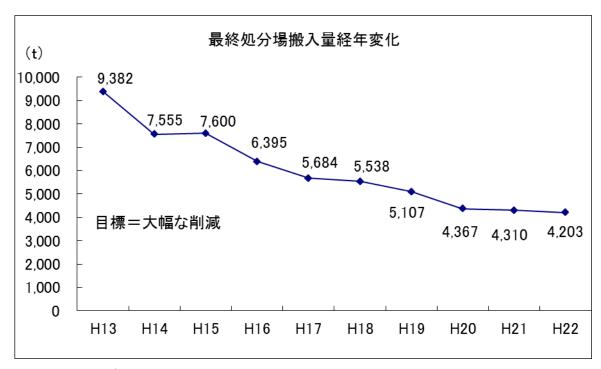
【リサイクル率】

リサイクル率は(家庭で出された資源物量/全ての家庭ごみ量)で求めます。平成 19 年度からプラスチック容器包装類の分別収集並びに金属類と廃食用油の集積所回収を開始しました。これらの事業により、平成 21 年度に達成しましたが、その後はほぼ横ばいとなっています。



【最終処分場搬入量】

最終処分場搬入量は年々減少しており、7年前の平成 14 年度比で約 54%削減しました。現在、可燃ごみの焼却灰はエコセメントの原料としてリサイクルしており、二ツ塚廃棄物広域処分場(最終処分場)への埋め立て量はゼロとなっています。



【市内エネルギー使用量】

電力使用量の目標値は 641 GWh(平成 13 年度値の 10%削減)となっています。平成 17 年度(2005 年度)以降のデータは非公表となったため把握できませんが、人口の増加 とともに電力消費量も増加傾向にあると考えられます。

都市ガスの平成 22 年度(2010年度)使用量は 4,637万㎡で、目標値である 4,296万㎡(平成 14年度値の 10%削減)を達成できませんでした。これは、夏の猛暑により、各家庭・事業所での冷房使用量が大幅に増加したためと考えられます。

上水道使用量の使用量は現在集計中ですが、都市ガスと同様猛暑の影響により増加傾向にあると予測され、目標値の 1,714 万㎡ (平成 14 年度値の 10%削減) は難しいと考えられます。

【公共施設自然エネルギー導入】

平成 22 年度末現在、2箇所の新規設置を含め、15 箇所の公共施設で太陽熱・太陽光 エネルギーを利用したシステムを取り入れています。今後も下保谷児童センター・福祉 会館、ひばりが丘児童センター・田無乳児保育園など建て替えや新規施設の設置時には、 できるだけ自然エネルギーシステムを取り入れるようにするほか、雨水・中水利用や雨水 貯留・浸透施設の設置を進めるよう計画中です。

【市の事務事業におけるCO₂排出量】

市の事務事業による CO_2 排出量削減の達成状況の詳細についてはp16「7. 温室効果ガス削減の取り組み(エコアクション 21 環境活動レポート)」で報告します。

基本方針 4 みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の 世代に引き継ぐ

【環境指標】西東京市環境リーダー数 環境学習事業数

総合評価:市民の働きかけによる環境学習が増加傾向にあり、関心・意欲も高まってきています。平成20年度にオープンしたエコプラザ西東京は、環境学習の拠点として様々な環境講座や情報を発信しているほか、市民団体の活動の場として利用されています。

| 事業内容 | 25 年度目標 | 22 年度実績 | 評価 | 担当課 |
|-----------------|-----------|---------------------------|----|---------|
| 西東京市環境リ ーダー数 | 100 人 | エコリーダー養成講座 修了生 累計 93 人 | Δ | 環境保全課 |
| 環境学習事業数 | 年間 10 回以上 | 80 回 | 0 | 環境保全課ほか |

【西東京市環境リーダー数】

西東京市では、平成18年にNPO企画提案事業として「環境サポーター養成講座」を開催し、平成19年からは環境保全課の主催で「エコリーダー養成講座」を開催しています。これまで93名が講座を修了し、エコリーダーとして地域での活動を行っています。目標は環境リーダー100人ですが、これまで育ったエコリーダーの活動の場をつくることと組織化が今後の課題であるため、平成22年度は新規のエコリーダーを養成せず、修了生を対象



に、「実践編」として夏休み子ども向け環境講座を2つ企画・運営してもらいました。

【環境学習事業数】

近年は市民団体と協働で開催する観察会や環境講座が多く開催されています。また従来の座学形式から参加型・体験型の講座や事業も増えています。平成22年度の新規事業として、エコ・クッキングの出前授業を5つの小学校で実施しました。出前授業の講師(エコ・クッキングナビゲーター)は、市内の人材を活用するため東京ガス㈱と協働で研修を行い、指導に必要なスキルなどを習得してもらいました。

| 主 催 | 内容 |
|------------|----------------------------------|
| 公民館 (17回) | ① 集まれ!地域の市民力—福祉・環境・商工・自治会・保育・ |
| | 子どもの居場所をつなぐ―(田無公民館) |
| | ② 環境講座「ワークショップで体験!エコして省エネ・地球温 |
| | 暖化防止」(芝久保公民館) |
| | ③ 農業を知る講座(谷戸公民館) |
| | ④ ロハス講座 ココロ・カラダ・地球にやさしい 21 世紀の暮ら |
| | しを考える(ひばりヶ丘公民館) |
| | ⑤ 親子いろいろ体験講座「世界に一つの樹木図鑑を作ろう」(保 |
| | 谷駅前公民館) |
| | ⑥ 身近な環境講座「生ごみが消える楽しさを味わう簡単コンポ |
| | スト」(保谷駅前公民館) |
| | ⑦ 地域を歩く講座「身近な樹木に親しもう」(保谷駅前公民館) |
| | 市民企画事業 観察会ほか 10 講座 |
| みどり公園課(1回) | 自然観察会 |
| 環境保全課(43回) | ① 環境フェスティバル |
| | ② 環境展 |
| | ③ エコ・クッキング(一般向け4回・小学校出前授業5校) |
| | ④ 大気の簡易測定体験講座(6月・12月) |
| | ⑤ エコプラザ西東京主催 28 講座 |
| | ⑥ 犬のしつけ方教室(2回) |
| ごみ減量推進課 | ① 市内一斉清掃(5月・9月) |
| (19回) | ② りさいくる市 (8回) |
| | ③ ポイ捨て・路上喫煙マナー推進事業(4回) |
| | ④ ごみ分別出前講座 (5回) |





7. 温室効果ガス削減の取組み(エコアクション 21 環境活動レポート)

温室効果ガス削減の取り組みは、P11基本方針3の目標「市の事務事業によるCO2排出量の削減」及び西東京市地球温暖化対策実行計画(後期実行計画)に基づくもので、エコアクション21の環境活動レポートを兼ねます。

7-1 環境目標

エコアクション 21 に基づく平成 22 年度全体目標は次のとおりです。

| | 1 | | |
|--------|-------|---|---|
| | | 種別 | 数 値 目 標 |
| 温室効果ガス | | 電気起源 CO ₂ | 平成 14 年度比 8.8%削減 |
| | | 灯油起源 CO ₂ | 平成 18 年度実績を上回らない |
| | 基淮 | A 重油起源 CO ₂ | 平成 18 年度実績を上回らない |
| | 基準施設※ | LPG 起源 CO ₂ | 平成 18 年度実績を上回らない |
| | 設 ※ | 都市ガス起源 CO2 | 平成 14 年度比 8.8%削減 |
| | | 合 計 | 平成 14 年度比 9. 4%削減 |
| | | | 特定施設※については、前年度実績以下 |
| | | ガソリン起源 CO ₂ ・ | 平成 18 年度実績を上回らない |
| | | CH ₄ • N ₂ O | 十成10千度天積を工回りない |
| | 公 | 軽油起源 CO ₂ ・CH ₄ ・ | 平成 18 年度実績を上回らない |
| | 公用車 | N_2O | 十次10年及天順で工員りない |
| | 単 | 天然ガス起源 CO ₂ | 平成 18 年度実績を上回らない |
| | | 冷媒起源 HFC | _ |
| | | 合 計 | 平成 14 年度比 42. 9%削減 |
| | | 総排出量 | 平成 14 年度比 11. 4%削減 |
| 水道使用量 | | | 前年度実績以下 |
| 廃棄物 | | | │ │前年度実績以下 |
| 排出量 | | | ロリナスへ収め「 |
| コピー用紙・ | 対 | 象:田無庁舎・保谷庁 | │ │前年度実績以下 |
| 封筒購入量 | 舎 | ・各公民館・各図書館 | |
| グリーン購入 | | | 全ての項目において調達率 90%以上 |
| 調達目標 | | | 土 (0)共日 (000 年 00 / 00 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 |

[※]基準施設、特定施設:西東京市地球温暖化対策実行計画の対象施設を基準施設とし、それ以外 の施設を特定施設としています。

また、各課・各施設において環境目標を定め、環境負荷の削減、環境保全活動の実践に努めています。西東京市では、平成 20 年 3 月に「西東京市環境配慮行動の指針」を策定し、地球温暖化対策のために職員が取り組むべき具体的な行動計画を設定し、全庁的に取り組んでいます。取り組み内容は、「環境配慮行動チェックリスト」に基づき、各課で該当する項目について達成状況を「環境活動実績評価表」で確認しています。

7-2 エネルギーに関する取組状況(エコアクション 21 の取組状況)

市の事務事業により使用されたエネルギーや廃棄物削減の取組状況です。

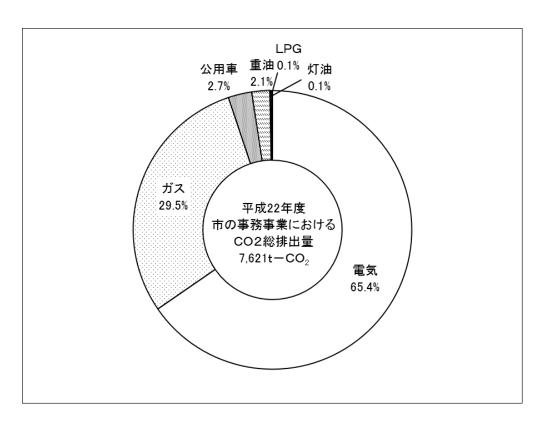
① 温室効果ガス (対象:地球温暖化対策実行計画に基づく基準施設)

| 目標 | 14 年度実績値 | 22 年度実績値 | 目標との差 | 評価 |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------|----|
| 14 年度実績比 11. 4%削減 | 7, 679, 693kgCO ₂ | 7, 621, 212kgC0 ₂ | 14 年度比 0. 8%削減 | × |

(エネルギー別内訳)

| | 種別 | 目標 | 基準年度値 | 22 年度実績値 | 目標との差 | 評価 |
|-----|---------------------------|---------------------|------------------|------------------|--------------------|----|
| | 電気起源 CO ₂ | 14 年度比 8.8% 削減 | 4, 715, 873kgC02 | 4, 983, 410kgC02 | 14 年度比 5. 7%増加 | × |
| | 灯油起源 CO ₂ | 18 年度実績以下 | 7, 771kgC02 | 11, 272kgC02 | 18 年度比 45. 1%増加 | × |
| 施 | │ │重油起源 CO₂ │ | 18 年度実績以下 | 241, 416kgC02 | 159, 775kgCO2 | 18 年度比 33.8%削減 | 0 |
| 施設 | LPG起源 CO ₂ | 18 年度実績以下 | 14, 758kgC02 | 11, 415kgCO2 | 18 年度比 22. 7%削減 | 0 |
| | 都市ガス起源 CO ₂ | 14 年度比 8.8% 削減 | 2, 161, 410kgC02 | 2, 246, 934kgC02 | 14 年度比 4. 0%増加 | × |
| | 合 計 | 14 年度比 9. 4% 削減 | 7, 212, 935kgC02 | 7, 412, 806kgC02 | 14 年度比 2.8%増加 | × |
| | ガソリン起源 CO ₂ | 18 年度実績以下 | 99, 287kgC02 | 95, 511kgC02 | 18 年度比 3.8%削減 | 0 |
| | 軽油起源 CO ₂ | 18年度実績以下 | 71, 924kgC02 | 43, 969kgC02 | 18 年度比 38.9%削減 | 0 |
| 公用車 | 天然ガス起源 CO ₂ | 18 年度実績以下 | 92, 117kgC02 | 66, 489kgC02 | 18 年度比 27. 8%削減 | 0 |
| | 冷媒起源 HFC | _ | 1, 950kgC02 | 2, 437kgC02 | _ | _ |
| | 合 計 | 14 年度比 42. 9% 削減 | 466, 758kgC02 | 208, 406kgC02 | 14 年度比 55. 4%削減 | 0 |

公用車の温室効果ガス排出量は大きく減りましたが、電気やガスなど施設でのエネルギー使用量が増加したため、全体としては目標を達成できませんでした。とくに平成22年度の夏は、最高気温35度以上の猛暑日が37日、最高気温30度以上の真夏日が85日(いずれも練馬の記録)で厳しい残暑も続いたため、冷房の使用が多くなったためです。



② 温室効果ガス (対象:全ての公共施設及び公用車からの排出量)

| 目標 21 年度実績値 | | 22 年度実績値 | 目標との差 | 評価 |
|-------------|------------------------------|------------------|----------------|----|
| 前年度実績以下 | 7, 517, 250kgC0 ₂ | 9, 697, 073kgC02 | 21 年度比 29.0%増加 | × |

平成 22 年度は猛暑日が 37 日と厳しい暑さが続き、各公共施設で空調などのエネルギー使用量が増加し、目標を達成できませんでした。

③ 水道使用量(対象:学校を含む全公共施設の上水道使用量)

| 目標 | 21 年度実績値 | 22 年度実績値 | 目標との差 | 評価 |
|---------|------------|------------|---------------|----|
| 前年度実績以下 | 394, 231m³ | 400, 412m³ | 21 年度比 1.6%増加 | × |

前年度と比べて使用量が増加し、目標を達成できませんでした。温室効果ガスの排出量と同様、猛暑が影響したためと考えられます。

④ 廃棄物排出量(対象:学校を含む全公共施設)

| 目標 | 種別 | 21 年度実績値 | 22 年度実績値 | 目標との差 | 評価 | |
|---------|---------|------------|-------------|---------|----|--|
| | 可燃ごみ排出量 | 531, 300kg | 527, 590 kg | 21 年度比 | | |
| 前年度実績以下 | 可然この排出里 | 331, 300kg | 327, 390 kg | 7.0%減少 | | |
| | ᆍᄴᅷᆉᆔᄝ | 102 0401/2 | 89, 190 kg | 21 年度比 | | |
| | 不燃ごみ排出量 | 103, 040kg | 69, 190 kg | 13.4%減少 | | |

※不燃ごみ排出量には容器プラスティックを含む。

不燃ごみの分別意識の浸透とコピー用紙等のリサイクルが進み、目標を達成することができました。

⑤ コピー用紙購入量(田無庁舎・保谷庁舎・公民館・図書館)

| 目標 | 21 年度実績値 | 22 年度実績値 | 目標との差 | 評価 |
|---------|----------------|---------------|----------------|----|
| 前年度実績以下 | 10, 652, 000 枚 | 8, 224, 000 枚 | 21 年度比 22.8%減少 | 0 |

平成22年度は、目標を達成できました。業務の多様化に伴い、紙の使用量が増加しているものの、両面コピーや裏紙利用、紙資料からデジタルデータ化が庁内で進んできたためと考えられます。

⑥ 封筒購入量

| 種別 | 目標 | 21 年度実績値 | 22 年度実績値 | 目標との差 | 評価 |
|-----|---------|------------|-----------|--------------------|----|
| 角 2 | 前年度実績以下 | 30, 000 枚 | 28, 450 枚 | 21 年度比 5. 2%減少 | 0 |
| 長3 | 前年度実績以下 | 116, 000 枚 | 97, 574 枚 | 21 年度比 15. 9%減少 | 0 |

平成 21 年度は、国の定額給付金など経済対策のための事業が多く実施され、目標を達成できませんでしたが、平成 22 年度は、前年度に比べて封筒購入量が減りました。前年度急増した業務量が通常のレベルに戻ったためと考えられます。

⑦ グリーン購入

| 項目 | 目標 | 22 年度実績値 | 評価 |
|-----|-------|----------|----|
| 全項目 | 90%以上 | 88. 14% | × |

平成 22 年度は、目標に対してわずかに下回る結果となりました。各部署での購入実績に大きくばらつきがあること、小中学校での非該当品の購入(色紙など)が多かったことなどが原因として考えられます。

7-3 各課の環境活動

各課の取組みから特徴的な環境活動をピックアップして紹介します。

①業務の効率化で省エネと市民サービスの向上を進めています。

■市民課

1. 自動交付機の活用による窓口の混雑緩和を進めています。

■市民税課

· I 1. 国税 eTAX 及び eLTAX の活用を普及推進し、業務の効率化を進めています。

■健康課

◇ 職員の創意工夫により検診受診率の向上に取り組み、医療関連費・資源削減につなげています。

■児童青少年課

- ◇ 自転車を極力利用するなどして、自動車燃料使用量を前年度よりも削減するなど、省エネルギー・省資源化に積極的に取り組んでいます。
- → 課の環境目標「学童クラブ育成料の支払方法の口座振替の促進」について、前年度比 5%アップを目標としていたが、約8%の利用率アップを達成し、事務の効率化が進みました。

②市役所・公共施設の省エネを進めています。

■管財課

◆ 東京都の「地球温暖化対策報告書制度」による報告で、公共施設のエネルギー使用量を把握し、 削減の取り組みを進めています。また、平成 22 年度に改正した「省エネ法」に基づくエネルギー 削減計画を策定しました。

③子育て、教育でもユニークな環境学習に取組んでいます。

■保育課

(すみよし保育園)

◇ 園舎立替による仮設園舎での運営となり、設備が十分ではない中、手作りで遮光ネットを作るなど創意工夫によりエネルギー使用量の抑制に努めました。

(ひがしふしみ保育園)

- ♦ 4歳クラス前のベランダではゴーヤが、見事に繁っていました。
- ◆ そのほか、ミニトマト、ピーマン、茄子などもベランダに植え日陰の役割と給食の食材になって いました。

(ひがし保育園)

◆ 動物の飼育により、命と環境の学習を進めています。金魚や鮭の卵、カブトムシの幼虫など飼育する生き物のバリエーションも豊かでユニークです。鮭の卵の飼育は10年以上続いており、稚魚を入間川に放流し自然にかえす活動です。



(ひばりが丘保育園)

- ◇ 園舎南側にインゲンと風船かずらを植えて緑のカーテンを作り、子どもたちと一緒に収穫しました。毎日収穫できるので、各クラスが順番に収穫を楽しむことができ、収穫したインゲンは給食に出してもらいました。
- i ◇ 緑のカーテンは節電および、夏場のプール遊びでのこどものプライバシーの保護にも役立ちま! す。





- → 秋の収穫を楽しみに、園の畑にさつま芋を植えました。蔓は地面に這わせず、グリーンカーテンのように上に伸ばしました。



「■小中学校

〇地域清掃

| 多くの小中学校で児童・生徒による地域清掃に取り組んでいます。本町小学校では、隣接する保谷 | 中学校と協力して地域清掃を行いました。田無第四中学校は、生徒数が多いことを活用して近くの | 向台公園の落ち葉清掃を行い、1 時間ほどで清掃が完了しました。

〇緑のカーテン

│緑のカーテンでは校舎の壁面をつる性植物で覆い、夏季の校舎の気温を下げます。平成22年度は │猛暑のためうまく育たなかったところもありますが、土作りや植物を育てる活動を通して自然に触れ │合う楽しみや興味を児童がもつようになったという効果が現れています。総合学習や理科の授業等 ○で多く取組まれています。植える植物は、ヘチマ、アサガオのほかひょうたんやゴーヤも人気です。

「〇エコキャップ回収活動

ペットボトルのキャップをエコキャップとして分別して回収し、リサイクルメーカー等に売却した収益を市民団体を通じてポリオワクチンの寄贈団体に寄付する活動が広がっています。エコキャップは建材メーカーによってコンパネ(コンクリートを流し込む枠)等としてリサイクルされます。このエコと社会貢献が一緒になったエコキャップ回収活動は、多くの小中学校で回収ボックスを設置して取組んでおり、地域の事業者に着ぐるみキャラクターと一緒にキャップの受け取りに来てもらい、受け渡しセレモニーとして楽しく続けている学校もあります。

〇ごみの分別

中原小学校では、教室と職員室に分別ボックスを設置して紙ごみの分別を行った結果、紙のリサイクル量が増えました。上向台小学校では、3 種類のゴミ分別を行い、毎月末チェックシートをもとに、担当の先生が子どもたちにチェック項目を確認しています。学校ではプラスチック系ゴミは家庭と異なり意外と少なく、また不燃ゴミもほとんど出ないため、可燃ゴミが量的に目立ったので、可燃ゴミを裏紙などとしてリユースしなければ、という意識が子どもの中にも生まれてきました。

〇教職員の取り組み

 ■ 教職員を中心に空き教室の消灯やミスコピーの注意などに取組んでいます。職員室でのユニーク ■ な取り組みとして、碧山小学校ではコピー機に事務職員の写真付リセット喚起の呼びかけ文を貼り、 ■ 「見える化」でミスコピーの削減を行っています。

④生活に密着した業務の中で環境意識啓発につながる活動を進めています。

■産業振興課

1. 体験農園により都市農業理解を進めています。

■環境保全課

- 1. 住宅用省エネ・新エネ機器設置や中小事業者に対する EA21 普及に向けた 費用の助成を行いました。
- 環境副読本「西東京市の環境」を小学4年生に配布しました。
- 3. 環境座講師の養成のため、エコ・クッキングナビゲーター養成講座の受講

⇒ 環境フェスティバルを開催し、多くの市民に参加してもらいました。





◇ エコリーダー養成講座実践編として、子ども向けの環境講座を企画・実施しました。

■ごみ減量推進課

- 1. りさいくる市を9回開催し、延5,588人が参加しました。
- ◇ 収集車両の安全運転とエコドライブを喚起するために、さまざまな標語をつくって各車両に掲示しています。
- 「◆ ごみのゆくえ出前講座を開催し、西東京市」 のごみの現状、ごみ分別の大切さなどを市 民に啓発する事業を実施しました。
- I◆ ポイ捨て・路上喫煙防止キャンペーンを田無駅と保谷駅周辺で交互に2か月に1回行っています。



■みどり公園課

- 1. 保存樹、保存林、保存生垣の指定及び補助金の交付をしています。
- 2. 苗木の無料配布と緑化に関する相談を同時に実施しました。
- 3. 市民団体と協働で花いっぱい運動を実施しました。
- 4. 「みどりの散策マップ」を活用した自然観察会を開催しました。

1⑤都市基盤の整備を進めています。

□都市計画課

11. はなバス(コミュニティバス)のルート等の見直しをしています。

■道路建設課

1. 道路の保水性舗装を進めています。

ı■下水道課

1. 地下水の保全のため、各戸貯留浸透施設の設置助成を行っています。

「⑥エコと防災を両立させています。

■危機管理室

2. 災害備蓄食料の入替に伴う処分量を減らすことを目標にあげて取り組んでいます。毎年約3万 食の期限切れ食料をさばくことになりますが、小学校や防災組織に期限切れが近い災害備 蓄食料を配布しています。

「⑦生涯学習や文化・スポーツ活動でも地域の人と環境配慮に取組んでいます。

■中央図書館

13. 市内の6図書館で環境関連の書籍や資料をまとめて展示するコーナー「今月の本棚 テーマ:エコ生活」を設けて利用者に環境に関心をもってもらおうと取り組んでいます。環境にやさしい生活の資料だけでなく、お財布にもやさしい節約エコ生活や環境保護について考えを深めるための資料など、工夫を凝らしています。

■柳沢公民館

4. 公民館主催事業、市民企画事業でも多くの環境講座が開催されています。また利用者に対して ゴミ箱の撤去とごみの持ち帰りを実施しており、表示等により定着を図っています。

· ■文化振興課

(市民会館)

◆ 施設利用者に対しごみの持ち帰りを周知徹底するとともに、ごみ箱を撤去することにより、可燃 ごみで約 300kg、不燃ごみについては 400kg の削減を実現しました。

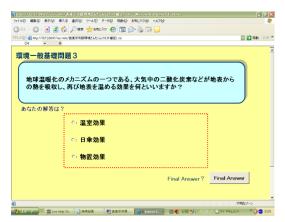
■スポーツ振興課

→ 市民が多数参加するスポーツまつり等で、ごみの分別・持ち帰りやマイボトル持参の呼びかけを 行い、大会開催時に排出されるごみの減量に努めるとともに、市民への環境配慮行動意識の普 及啓発にも努めました。また、スポーツまつりの際に配布するプログラムの印刷部数についても、 例年通りではなく見直しを行い 10.000 部の削減をして紙使用を抑えました。

7-4 職員研修

これまでの集合講義型研修から、時間的制約を受けず、かつ効果的に行う研修方法として e-ラーニング型研修の実施を行いました。

研修内容は職員に分かりやすく取り組んでもらうため3択クイズによるものとし、今後は職員の環境学習教材として位置づけ内容のレベルアップを行います。





7-5 環境コミュニケーション

環境マネジメントシステムの情報や様式類を庁内LAN「公開羅針盤 定型文・資料」 に掲載し、職員に配信しました。

7-6 環境法規制等の遵守状況

西東京市の事務活動において、環境関連の法規違反及び訴訟はありませんでした。

7-7 市長による全体評価及び見直し

1 全体の評価

(1) 事務事業に即した環境配慮行動の実践

エコアクション 21 規格による環境マネジメントシステムの運用も3年となり、各課・施設ごとに職員の創意工夫による事務事業に即した環境目標を掲げ、環境配慮行動の実践を行っていることは評価できる。

(2) 環境マネジメントシステム運用の効率化

エコアクション 21 の情報については、職員ポータルシステム内のみどり環境部環境保全課定型文・資料に収められており、職員が容易に入手できるようにしている。また、職員向けの「西東京市環境マネジメントシステムハンドブック」は、簡素化するとともに印刷による配布を行わず、省資源に努めている。e ラーニングにより実施した職員研修は、時間的制約の解消はもとより、用紙の節約、職員の会場移動に係るエネルギー使用量の節減にもつながるもので、高く評価できる。研修内容も取り組みやすく工夫しており、職員の環境意識向上に役立っている。また、記録用紙類の廃止・簡略化、重複していた決裁手順の見直し等、環境マネジメントシステムの効率的な運用が行われている。

(3) 省エネ・省資源に向けた環境配慮行動の実践

温室効果ガス排出量をはじめとする省エネ・省資源の目標は、電気、都市ガスの分野で 目標未達成である。未達成の原因究明と使用量削減に向けた環境配慮行動のさらなる実践 が必要である。

(4) 環境法規制遵守の確認手順の確立

エコアクション 21 審査において、環境法規制遵守状況が毎回指摘されている。法規制遵守は環境マネジメントシステムにおいて重要な項目であり、確認手順の運用を確立する必要がある。

(5) 小中学校でのエコアクション 21 の取り組み

平成 22 年度より、市内小中学校でのエコアクション 21 の取り組みが本格化した。学校現場からの温室効果ガス排出量が多いため、さらなる徹底した運用を期待する。また、緑のカーテンや校庭の芝生化への取り組みは、児童・生徒に対する環境教育の推進のほか、地球温暖化対策にも大きく役立っている。

2 今後の取り組み

- ① 各課・各施設は、環境目標の達成に向けて、活動計画に基づく取り組みを実践し、環境 負荷低減、環境保全活動に一層努めること。
- ② 環境配慮行動の推進には、職員の環境意識の向上が不可欠でありことから、引き続き e ラーニング研修、庁内Webによる情報提供の充実に努めること。
- ③ 温室効果ガスの削減効果が高い太陽光発電システムをはじめとする新エネルギー・省エネルギー設備を公共施設に積極的に導入すること。
- ④ 西東京市内の温室効果ガスの削減するため、一昨年度策定済みである「西東京市地球温暖化対策地域推進計画」及び「西東京市第二次地球温暖化対策実行計画」の事業を計画的に推進すること。
- ⑤ 国、東京都が現在実施している新エネルギー、省エネルギー機器の補助事業をさらに促進させるため、西東京市としての支援策を積極的に行うこと。
- ⑥ 平成22年度に実施されたエコアクション21更新審査において指摘された事項について、

当該事項の改善に取り組むこと。また、環境法規制遵守確立のための運用手段を構築すること。

- ⑦ 平成23年3月11日の東日本大震災に伴う電力不足に市自らも対応するため、市庁舎や 学校など全ての公共施設において必要な節電対策を実施すること。
- ⑧ 平成23年3月に寄贈された電気自動車2台について、導入後の成果及び運用状況について確認すること。

資料

| | | データ名 | 基準・目標 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
|--|----------------------|--|------------------|--------|--------|--------|
| 基本方針 1 良好な | 生活環境の確保 | | * | | | |
| 公害測定関係 | | | | | | |
| 1 | 田無町:都一般環境大 | c気測定局(ppm) | 0.06 | 0.024 | 0.023 | 0.022 |
| 大気中二酸化窒素 (NO ₂) の測定結果 (年平均値) | 下保谷:都一般環境大 | 気測定局(ppm) | 0.06 | 0.026 | 0.026 | 0.026 |
| (千千岁恒) | 青梅街道柳沢:自動車 | 排出ガス測定局(ppm) | 0.06 | 0.040 | 0.037 | 0.037 |
| | 田無町:都一般環境大 | 気測定局(mg/m³) | 0.1mg/ m³ | 0.038 | 0.035 | 0.041 |
| 大気(SPM)の測定結果 (年平均値) | 下保谷:都一般環境大 | 気測定局(mg/m³) | 0.1mg/ m³ | 0.042 | 0.038 | 0.036 |
| | 青梅街道柳沢:自動車 | 連排出ガス測定局(mg/m³) | 0.1mg/ m³ | 0.049 | 0.044 | 0.037 |
| | | 保谷町交差点 | | 0.227 | 0.100 | 0.057 |
| | | 向台公園前交差点 | | 0.090 | 0.013 | 0.022 |
| | 一酸化窒素 (ppm) | 橋場交差点 | | 0.145 | 0.096 | 0.017 |
| | | 北原交差点 | | 0.247 | 0.300 | 0.148 |
| | | 田無町一交差点 | | - | - | - |
| | | 保谷町交差点 | | 0.058 | 0.040 | 0.037 |
| | | 向台公園前交差点 | | 0.045 | 0.023 | 0.033 |
| | 二酸化窒素(ppm) | 橋場交差点 | 0.06ppm 以下 | 0.042 | 0.047 | 0.020 |
| | | 北原交差点 | | 0.057 | 0.058 | 0.047 |
| 主要交差点大気汚染調査 (1時間値の1日平均値) | | 田無町一交差点 | | - | - | - |
| | 窒素酸化物(ppm) | 保谷町交差点 | | 0.284 | 0.140 | 0.095 |
| | | 向台公園前交差点 | | 0.135 | 0.036 | 0.056 |
| | | 橋場交差点 | | 0.188 | 0.143 | 0.037 |
| | | 北原交差点 | | 0.304 | 0.357 | 0.195 |
| | | 田無町一交差点 | | = | - | - |
| | | 保谷町交差点 | | 0.042 | 0.025 | 0.028 |
| | | 向台公園前交差点 | | 0.026 | 0.010 | 0.026 |
| | 浮遊粒子状物質(mg/m³) | 橋場交差点 | 0.1mg/㎡ 以下 | 0.040 | 0.078 | 0.020 |
| | | 北原交差点 | | 0.055 | 0.093 | 0.043 |
| | | 田無町一交差点 | | - | - | - |
| | 多摩北部地域の光化学 | ・ シスモッグ注意報発令件数 | 0.12ppm 以上で発令 | 19 | 17 | 3 |
| 光化学スモッグの発生状況 | 多摩北部地域の光化学 | ニューニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー | 0.10ppm | 29 | 32 | 17 |
| | 年平均値(pH) | | 以上で発令 | 4.6 | 4.6 | 4.8 |
| 酸性雨の状況 | 最大値(pH) | | 酸性雨 | 7.2 | 6.1 | 6.9 |
| (保谷庁舎屋上の測定値) | 最小値(pH) | | = pH5.6以下 | 3.4 | 3.5 | 3.5 |
| | | の家前 (台 / 日) | | 12,780 | 13,386 | 14,208 |
| | 都道4号線 柳沢市民第 | 市道41号線 老人憩いの家前(台 / 日) 「都道4号線 柳沢市民集会場前(台 / 日) H18から東京ガスタンク前 | | 47,682 | 47,250 | 45,996 |
| | | 保谷第7分団前(台/日) | | 13,284 | 12,996 | 12,762 |
| | 都道233号線 エコ: H20から | プラザ西東京前(台/日) | | | | |
| 道路交通(交通量) | 都道112号線 谷戸2 H20から | 公民館前(台/日) | | | | |

| 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 出 典 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 0.021 | 0.019 | 0.019 | 0.018 | 0.017 | 0.018 | 0.018 | 東京都環境局 |
| 0.025 | 0.025 | 0.024 | 0.022 | 0.019 | 0.018 | 0.018 | 東京都環境局 |
| 0.036 | 0.035 | 0.034 | 0.032 | 0.030 | 0.029 | 0.029 | 東京都環境局 |
| 0.029 | 0.031 | 0.030 | 0.025 | 0.023 | 0.023 | 0.023 | 東京都環境局 |
| 0.029 | 0.036 | 0.037 | 0.040 | 0.034 | 0.033 | 0.033 | 東京都環境局 |
| 0.036 | 0.034 | 0.038 | 0.032 | 0.029 | 0.028 | 0.028 | 東京都環境局 |
| 0.119 | 0.051 | 0.088 | 0.049 | 0.043 | 0.036 | - | 環境保全課 |
| 0.116 | 0.017 | 0.019 | 0.029 | 0.049 | 0.037 | - | 環境保全課 |
| 0.251 | 0.055 | 0.068 | 0.031 | 0.046 | 0.022 | 0.014 | 環境保全課 |
| 0.263 | 0.152 | 0.236 | 0.169 | 0.189 | 0.082 | - | 環境保全課 |
| - | - | - | - | - | - | 0.029 | |
| 0.048 | 0.033 | 0.040 | 0.031 | 0.031 | 0.029 | - | 環境保全課 |
| 0.033 | 0.022 | 0.029 | 0.033 | 0.039 | 0.03 | - | 環境保全課 |
| 0.051 | 0.028 | 0.044 | 0.026 | 0.032 | 0.028 | 0.022 | 環境保全課 |
| 0.063 | 0.045 | 0.063 | 0.046 | 0.056 | 0.037 | - | 環境保全課 |
| - | - | - | - | - | - | 0.025 | |
| 0.166 | 0.085 | 0.128 | 0.081 | 0.074 | 0.065 | - | 環境保全課 |
| 0.149 | 0.039 | 0.048 | 0.062 | 0.088 | 0.067 | - | 環境保全課 |
| 0.302 | 0.083 | 0.112 | 0.057 | 0.078 | 0.05 | 0.036 | 環境保全課 |
| 0.326 | 0.197 | 0.299 | 0.215 | 0.245 | 0.119 | - | 環境保全課 |
| - | - | - | - | - | - | 0.054 | |
| 0.031 | 0.019 | 0.037 | 0.028 | 0.022 | 0.017 | - | 環境保全課 |
| 0.028 | 0.007 | 0.018 | 0.023 | 0.043 | 0.018 | - | 環境保全課 |
| 0.061 | 0.020 | 0.017 | 0.01 | 0.03 | 0.015 | 0.015 | 環境保全課 |
| 0.04 | 0.026 | 0.059 | 0.017 | 0.035 | 0.016 | - | 環境保全課 |
| | - | _ | _ | - | - | 0.009 | |
| 12 | 15 | 14 | 13 | 11 | 7 | 7 | 東京都環境局 |
| 26 | 34 | 24 | 26 | 31 | 15 | 15 | 東京都環境局 |
| 4.7 | 4.8 | 4.8 | 4.8 | 4.8 | 4.6 | 4.8 | 環境保全課 |
| 6.1 | 7.1 | 6.4 | 6.6 | 5.3 | 6.4 | 6.6 | 環境保全課 |
| 3.5 | 3.7 | 3.6 | 3.8 | 4.3 | 4.1 | 3.7 | 環境保全課 |
| 13,704 | 14,418 | 13,830 | 13,242 | 13,632 | 14,040 | 12,804 | 環境保全課 |
| 43,686 | 44,112 | 44,604 | 42,618 | 40,548 | 40,884 | 37,962 | 環境保全課 |
| 欠測 | 12,708 | 12,432 | 11,790 | 11,730 | 11,088 | 12,084 | 環境保全課 |
| | | | | 12,156 | 12,012 | 11,412 | 環境保全課 |
| | | | | 15,678 | 13,992 | 12,600 | 環境保全課 |

| | データ名 | 基準・目標 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
|------------------------|--|--------------------|--------------|--------------|--------------|
| | 都道245号線 保谷本町交差点(台/日 H21から瀧島宅前 | | 24,960 | 34,398 | 35,718 |
| | 都道12号線 向台公園前(台/日) | | 18,792 | 19,716 | 19,278 |
| | 都道5号線 青梅街道橋場(台/日 H21から村田商店前 | | 18,108 | 20,172 | 20,100 |
| | 都道5号線 新青梅街道北原交差点(台/日) | | 67,938 | 64,842 | 67,776 |
| | 市道41号線 老人憩いの家前(台 / 日) | 昼:70dB 夜:65dB | 昼:66 夜:61 | 昼:65 夜:61 | 昼:65 夜:62 |
| | 都道4号線 柳沢市民集会場前(台 / 日) H18から東京ガスタンク前 | 昼:75dB 夜:70dB | 昼:75 夜:73 | 昼:74 夜:72 | 昼:75 夜:73 |
| | 都道36号線 旧消防団保谷第7分団前(台/日) H21から消費者センター前 | 昼:75dB 夜:70dB | 昼:66 夜:64 | 昼:66 夜:65 | 昼:66 夜:63 |
| | 都道233号線 エコブラザ西東京前(台/日) H20から | 昼:75dB 夜:70dB | | | |
| 道路交通(騒音) | 都道112号線 谷戸公民館前(台/日) H20から | 昼:75dB 夜:70dB | | | |
| | 都道245号線 保谷本町交差点(台/日 H21から灌島宅前 | 昼:75dB 夜:74dB | 昼:75 夜:74 | 昼:69 夜:67 | 昼:69 夜:67 |
| | 都道12号線 向台公園前(台/日) | 昼:75dB 夜:70dB | 昼:66 夜:63 | 昼:68 夜:65 | 昼:68 夜:64 |
| | 都道5号線 青梅街道橋場(台/日 H21から村田商店前 | 昼:75dB 夜:70dB | 昼:69 夜:67 | 昼:69 夜:67 | 昼:67 |
| | 都道5号線 新青梅街道北原交差点(台/日) | 昼:75dB 夜:70dB | 昼:72 夜:69 | 昼:72 夜:69 | 昼:72 夜:52 |
| | 市道41号線 老人憩いの家前(台 / 日) | 昼:65dB 夜:60dB | 昼:40 夜:34 | 昼:42 夜:37 | 昼:46 夜:43 |
| | 都道4号線 柳沢市民集会場前(台 / 日) H18から東京ガスタンク前 | 昼:70dB 夜:65dB | 昼:47 夜:44 | 昼:46 夜:44 | 昼:48 夜:43 |
| 道路交通(振動) | 都道36号線 旧消防団保谷第7分団前(台/日) H21から消費者センター前 | 昼:65dB 夜:60dB | 昼:47 夜:41 | 昼:45 夜:44 | 昼:48 夜:42 |
| | 都道233号線 エコブラザ西東京前(台/日) H20から | 昼:65dB 夜:60dB | ,,,,, | | 12.12 |
| | 都道112号線 谷戸公民館前(台/日) H20から | 昼:65dB 夜:60dB | | | |
| | 都道245号線 保谷本町交差点(台/日 H21から灌島宅前 | 昼:65dB 夜:60dB | 昼:53 夜:54 | 昼:53 夜:54 | 昼:53 夜:54 |
| | 都道12号線 向台公園前(台/日) | 昼:65dB 夜:60dB | 昼:50 夜:49 | 昼:50 夜:51 | 昼:50 夜:49 |
| | 都道5号線 青梅街道橋場(台/日 H21から村田商店前 | 昼:70dB 夜:65dB | 昼:50 夜:46 | 昼:47 夜:43 | 昼:47 夜:43 |
| | 都道5号線 新青梅街道北原交差点(台/日) | 昼:70dB 夜:65dB | 昼:48 夜:47 | 昼:36 夜:35 | 昼:50 夜:30 |
| | 青嵐中学校(pg-TEQ/㎡) | 0.60 pg-TEQ/ m³ | 0.445 | 0.110 | 0.064 |
| | 東伏見小学校(pg-TEQ/㎡) | 0.60 pg-TEQ/ m³ | 0.370 | 0.083 | 0.036 |
| 大気中ダイオキシン測定値 (年平均値) | 西東京市役所【保谷庁舎】(pg-TEQ/㎡) | 0.60 pg-TEQ/ m³ | 0.375 | 0.140 | 0.052 |
| | 谷戸小学校(pg-TEQ/㎡) | 0.60 pg-TEQ/ m³ | 0.400 | 0.086 | 0.050 |
| | 田無第一中学校(pg-TEQ/㎡) | 0.60 pg-TEQ/ m³ | 0.370 | 0.089 | 0.051 |
| | 石神井川境橋 (mg/) | 5mg/ 以下 | 8.0 | 5.8 | 5.5 |
| 河川の水質 (BOD濃度年平均値) | 石神井川溜渕橋 (mg/) | 5mg/ 以下 | 1.4 | 0.8 | 1.3 |
| | 白子川(栄町1-9)(mg/) | 8mg/ 以下 | 366.0 | - | - |
| | 白子川(下保谷3-7)(mg/) | 8mg/ 以下 | 29.1 | 16.7 | 73 |
| | 新川(中町1-5-1)(mg/) | | 15.1 | 5.8 | 13.5 |
| | ぱい煙関係(件) | | 11 | 10 | 15 |
| | 粉じん関係(件) | | 1 | 0 | 0 |

| 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 出 典 |
|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|--------------|----------------------|-------|
| 28,794 | you | 33,762 | 32,928 | 24,924 | 23,646 | 23,721 | 環境保全課 |
| 19,044 | 欠測 | 19,338 | 19,338 | 18,030 | 17,898 | 16,554 | 環境保全課 |
| 17,352 | 20,910 | 19,128 | 18,648 | 15,900 | 15,990 | 48,270 | 環境保全課 |
| 69,150 | 66,138 | 65,448 | 64,920 | 62,232 | | - | 環境保全課 |
| 昼:65 夜:65 | 昼:66 夜:63 | 昼:64 夜:63 | 昼:65 夜:62 | 昼:64 夜:62 | 昼:62 夜:55 | 昼:63 夜:60 | 環境保全課 |
| 昼:74 夜:74 | 昼:74 夜:71 | 昼:70 夜:68 | 昼:70 夜:69 | 昼:68 夜:67 | 昼:69 夜:66 | 昼:68 夜:65 | 環境保全課 |
| 昼:67 | 昼:67 夜:65 | 昼:67 | 昼:66 夜:67 | 昼:65 | 昼:70 夜:65 | 昼:71 夜:66 | 環境保全課 |
| 夜:64 | 18:00 | 夜:66 | 12.67 | 夜:63 昼:69 | 昼:69 | 昼:68 | 環境保全課 |
| | | | | 夜:65 昼:66 | 夜:65 昼:67 | 夜:66 昼:66 | 環境保全課 |
| 昼:70 | 昼:70 | 昼:71 | 昼:70 | 夜:65 昼:72 | 夜:63 | 夜:62 昼:69 | |
| 夜:68 昼:68 | 夜:67 昼:69 | 夜:68 昼:68 | 夜:67 昼:66 | 夜:70 昼:66 | 夜:64 昼:64 | 夜:64 昼:65 | 環境保全課 |
| 夜:64 | 夜:65 | 夜:64 | 夜:64 | 夜:64 | 夜:59 | 豆:03 夜:64 昼:71 | 環境保全課 |
| 昼:69 夜:67 | 昼:70 夜:67 | 昼:67 夜:65 | 昼:69 夜:66 | 昼:70 夜:68 | 昼:71 夜:69 | 查:71 夜:69 | 環境保全課 |
| 昼:74 夜:73 | 昼:74 夜:73 | 昼:74 夜:72 | 昼:74 夜:72 | 昼:73 夜:71 | | - | 環境保全課 |
| 昼:45 夜:42 | 昼:46 夜:41 | 昼:45 夜:40 | 昼:51 夜:45 | 昼:43 夜:38 | 昼:47 夜:36 | 昼:46 夜:40 | 環境保全課 |
| 昼:49 夜:47 | 昼:53 夜:46 | 昼:46 夜:43 | 昼:47 夜:44 | 昼:46 夜:41 | 昼:47 夜:44 | 昼:45 夜:41 | 環境保全課 |
| 昼:45 夜:41 | 昼:46 夜:43 | 昼:46 夜:44 | 昼:53 夜:46 | 昼:47 夜:43 | 昼:45 夜:42 | 昼:46 夜:41 | 環境保全課 |
| | | | | 昼:47 夜:43 | 昼:48 夜:44 | 昼:48 夜:44 | 環境保全課 |
| | | | | 昼:49 夜:45 | 昼:51 夜:45 | 昼:49 夜:45 | 環境保全課 |
| 昼:53 夜:54 | 昼:55 夜:51 | 昼:43 夜:39 | 昼:54 夜:49 | 昼:54 夜:51 | 昼:50 夜:47 | 昼:50 夜:47 | 環境保全課 |
| 昼:50 夜:49 | 昼:49 夜:44 | 昼:41 夜:40 | 昼:44 夜:36 | 昼:50 夜:45 | 昼:47 夜:44 | 昼:49 夜:44 | 環境保全課 |
| 昼:45 夜:43 | 昼:49 夜:44 | 昼:47 夜:45 | 昼:46 夜:45 | 昼:48 | 昼:45 夜:43 | 昼:45 夜:43 | 環境保全課 |
| 昼:54 | 昼:54 | 昼:50 | 昼:48 | 夜:43 | 12 . 43 | 18 . 43 | 環境保全課 |
| 夜:52 0.059 | 夜:52 0.056 | 夜:50 0.037 | 夜:45 0.13 | 夜:54 0.047 | 0.032 | 0.100 | 環境保全課 |
| 0.051 | 0.042 | 0.026 | 0.061 | 0.046 | 0.023 | 0.056 | 環境保全課 |
| 0.056 | 0.048 | 0.034 | 0.081 | 0.057 | 0.032 | 0.061 | 環境保全課 |
| 0.052 | 0.052 | 0.048 | 0.054 | 0.051 | 0.032 | 0.040 | 環境保全課 |
| 0.052 | 0.046 | 0.033 | 0.050 | 0.040 | 0.028 | 0.035 | 環境保全課 |
| 5.6 | 11.8 | 3.0 | 4.9 | 8.8 | 5.3 | 23.0 | 環境保全課 |
| 0.9 | 1.2 | 0.92 | 1.7 | < 1.4 | 1.8 | 0.8 | 環境保全課 |
| - | - | 69.5 | 31.5 | 41.7 | 37 | - | 環境保全課 |
| 23.5 | 64.3 | 20.8 | 27.5 | 16.1 | 13 | 14 | 環境保全課 |
| 13.0 | 8.1 | 6.6 | 8.6 | 11.7 | 8.6 | - | 環境保全課 |
| 2 | 20 | 3 | 4 | 3 | 5 | 5 | 環境保全課 |
| 0 | 0 | 6 | 3 | 3 | 2 | 2 | 環境保全課 |

| | データ名 | 基準・目標 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
|--------------------------|--------------------------|---------------|------------------|------------------|------------------|
| 公害苦情件数 | 水質汚濁関係(件) | | 1 | 1 | 0 |
| | 騒音関係(件) | | 38 | 23 | 32 |
| | 振動関係(件) | | 6 | 3 | 7 |
| | 悪臭・有害ガスほか(件) | | 15 | 16 | 27 |
| 工場数及び指定作業場数 | 工場数(件) | | 697 | 696 | 696 |
| | 指定作業場数(件) | | 518 | 523 | 538 |
| フィルターバッチによる 二酸化窒素簡易測定 | 平均濃度 (ppm) | 0.06ppm | 0.022 | 0.037 | 0.028 |
| | 調査測定地点 | 以下 | 96か所 | 93か所 | 94か所 |
| | トリクロロエチレン (mg/) 最高値 | | 0.029 | 0.130 | 0.030 |
| | 環境基準超過数 | 0.03mg/ | 0 | 1 | 0 |
| 地工水水蛭餌杏 | テトラクロロエチレン (mg/) 最高値 | | 0.062 | 0.049 | 0.041 |
| 地下水水質調査 (通常調査) | 環境基準超過数 | 0.01mg/ | 7 | 6 | 5 |
| | 1.1.1-トリクロロエタン(mg/) 最高値 | | 0.004 | 0.010 | 0.002 |
| | 環境基準超過数 | 1mg/ | 0 | 0 | 0 |
| 地域環境美化運動 | 参加者数(人) | | 2,000 | 2,400 | 2,300 |
| | 回収量(kg) | | 740 | 833 | 635 |
| 空き地の適正管理 | 苦情件数 (件) | | 36 | 39 | 46 |
| | 指導件数(件) | | 34 | 37 | 43 |
| 環境にやさしい都市整備 | | | | | |
| 各戸貯留・浸透施設設置 | 助成件数(件) | | 30 | 41 | 39 |
| 口,对田 及起滤放配量 | 浸透枡設置数(個) | | 122 | 129 | 127 |
| 基本方針 2 自然と | の共存 | | | | |
| 緑の保存 | | ļ. | | | ī |
| 緑被率 | 緑被率(%) | おおむね 30%維持 | 30.2 (11年度値) | 30.2 (11年度値) | 30.2 (11年度値) |
| 樹林地面積 | 樹林地面積(ha) | 現状維持 | 190ha (11年度値) | 190ha (11年度値) | 190ha (11年度値) |
| 保存樹林・樹木 | 保存樹木本数(本) | | 1,210 | 1,189 | 1,163 |
| | 保存樹林面積(㎡) | | 32,052 | 32,117 | 30,298 |
| 生垣設置助成 | 助成件数(件) | | 18 | 41 | 11 |
| | 延長(m) | | 167.75 | 394.2 | 143.3 |
| 市民緑化苗木無料配布 | 配布類数及び本数 | | 34種 3,967本 | 35種 3,148本 | 38種 2,385本 |
| 生産緑地・ | 生産緑地面積(ha) | | 154.00 | 153.00 | 150 |
| 畑地目(農地)面積 | 畑地目(農地)面積(ha) 目標値:産業振興課 | 160 | 189 | 186 | 182 |
| 農地の転用 | 転用総数(㎡) 各年1月1日から12月31日まで | | 71件 34,776 | 70件 31,306 | 80件 38,746 |
| | 設置数 (箇所) | | 8 | 10 | 8 |
| 市民農園・家族農園数 | 面積(㎡) | | 1.8 | 2.1 | 1.9 |
| 安全安心農業推進事業 | 補助事業対象者数(人) | | | | |
| | | | | | |

| 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 出 典 |
|------------------|---------------|------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------|
| 1 | 2 | 7 | 4 | 0 | 1 | 1 | 環境保全課 |
| 27 | 39 | 41 | 40 | 34 | 29 | 29 | 環境保全課 |
| 9 | 4 | 4 | 8 | 6 | 5 | 5 | 環境保全課 |
| 55 | 20 | 54 | 53 | 24 | 24 | 11 | 環境保全課 |
| 690 | 691 | 691 | 688 | 687 | 686 | 682 | 環境保全課 |
| 792 | 793 | 797 | 796 | 800 | 803 | 810 | 環境保全課 |
| 0.041 | 0.035 | 0.041 | 0.032 | 0.033 | 0.023 | 0.029 | 環境保全課 |
| 95か所 | 96か所 | 94か所 | 96か所 | 96か所 | 96か所 1か所欠測 | 96か所 | 環境保全課 |
| 0.023 | 0.021 | 0.020 | 0.016 | 0.016 | 0.003 | 0.002 | 環境保全課 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 環境保全課 |
| 0.053 | 0.041 | 0.026 | 0.036 | 0.035 | 0.024 | 0.018 | 環境保全課 |
| 6 | 7 | 5 | 4 | 6 | 2 | 2 | 環境保全課 |
| 0.002 | 0.005 | 0.004 | 0.001 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 環境保全課 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 環境保全課 |
| 2,300 | 2,700 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,668 | ごみ減量推進課 |
| 1,265 | 1,170 | 1,090 | 1,370 | 1,955 | 1,513 | 1,336 | ごみ減量推進課 |
| 78 | 72 | 53 | 63 | 79 | 59 | 73 | 環境保全課 |
| 44 | 47 | 18 | 54 | 41 | 44 | 54 | 環境保全課 |
| | | | | | | | |
| 42 | 35 | 46 | 63 | 66 | 63 | 64 | |
| 130 | 127 | 168 | 233 | 231 | 217 | 207 | 下水道課 |
| | | 3 | 1 | 1 | | | |
| | | | | | | | |
| 29.1 (16年度値) | 29.1 (16年度値) | 29.1 | 29.1 (16年度値) | 26 | 26 | 26 | みどり公園課 |
| 193ha | 193ha | (16年度値) 193ha | 193ha | 183 | 181 | 181 | みどり公園課 |
| (16年度値) 1,166 | (16年度値) 945 | (16年度値) 967 | (16年度値) 1,084 | 1,062 | 1,086 | 1,070 | みどり公園課 |
| 29,408 | 28,558 | 28,558 | 28,558 | 28,558 | 28,558 | 28,558 | みどり公園課 |
| 10 | 7 | 11 | 4 | 5 | 16 | 6 | みどり公園課 |
| 144.2 | 66.1 | 188.3 | 61.2 | 92 | 175.3 | 58.6 | みどり公園課 |
| 30種 2,265本 | 31種 2,274本 | 25種 1,946本 | 26種 1988本 | 26種 2039本 | 25種 2240本 | 31種 2305本 | みどり公園課 |
| 147 | 145 | 144 | 141 | 139 | 137 | 134 | 都市計画課 |
| 177 | 171 | 170 | 166 | 163 | 158 | 155 | 資産税課 |
| 87件 | 102件 | 105件 | 61件 | 43件 | 71件 | 35,346 | 農業委員会 |
| 68,250 8 | 43,574 10 | 55,028 9 | 40,511 8 | 18,912 5 | 42,334 | 5 | 産業振興課 |
| 1.8 | 2.1 | 1.9 | 1.6 | 1.1 | 1.2 | 11,847 | 産業振興課 |
| | | | | | | | |
| | | | 218 | 215 | 198 | 187 | 産業振興課 |

| | | データ名 | 基準・目標 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
|-----------------------|--|---------------------------|------------------|--------|------------|------------|
| 基本方針 3 地球温暖 | 暖化対策の推進 | と循環型社会の形成 | | | | |
| 地球温暖化対策 | 1 | | | | | |
| 市の事務事業による二酸化炭素 | 基準施設 (t - C O ₂) | | 14年度比 11.4%削減 | | 7,679 | - |
| 排出量 | 全公共施設(t-CO ₂ |) | | | 9,644 | 10,000 |
| | 施設 | 電気(kWh) | | | 17,740,076 | 19,463,787 |
| | | 灯油() | | | 8,813 | 4,986 |
| | | 重油() | | | 107,272 | 94,088 |
| | | LPG(m³) | | | 7,681 | 7,707 |
| | | 都市ガス (m³) | | | 1,089,487 | 1,005,815 |
| | 公用車 | ガソリン() | | | 55,700 | 50,200 |
| | | 軽油() | | | 108,300 | 62,700 |
| | | 天然ガス (m³) | | | 8,600 | 37,680 |
| | 水道使用量(m³) | | | | | |
| | 可燃ごみ (kg) | | | | | |
| | 不燃ごみ (kg) | | | | | |
| | 電力総使用量(GWh | /年) | 現状より 10%削減 | 695 | 712 | 649 |
| エネルギー使用量(電力・ガス) | 従量電灯A・B電力使用量(GWh/年) | | | 276 | 292 | 277 |
| | 都市ガス販売量(万㎡) | | 現状より 10%削減 | 4,481 | 4,665 | 4,755 |
| 上水道の使用量 | 水道使用総量(千㎡) | | 現状より 10%削減 | 18,546 | 19,048 | 19,109 |
| 太陽光システム導入件数 | 太陽光発電または太阳 | 릚熱利用システムを導入した公共施設数 | | 0 | 0 | 2 |
| 中水・雨水利用施設 | 利用している公共施設 | 段数(箇所) | | 6 | 7 | 8 |
| 雨水貯留・浸透施設の設置 | 新規に設置した公共が | 迪設数(箇所) | | 1 | 2 | 2 |
| クリーンエネルギーの導入 | 天然ガス自動車庁用車 | ■への導入台数(台) | | 1 | 12 | 22 |
| 新エネ・省エネ助成件数 | 市民対象 | 太陽光発電システム | | | | |
| | | CO2冷媒ヒートポンプ高効率給湯器 | | | | |
| | | 潜熱回収型高効率給湯器 | | | | |
| | | ガスエンジン発電機 | | | | |
| | | 燃料電池 | | | | |
| 廃棄物削減とリサイクル | 事業者対象 | エコアクション21認証取得事業者助成件数(件) | | | | |
| の推進 市民1人1日当たりのごみ排出 | 家庭系ごみ人口当たり | D量(g/人日) | 458g以下 | 721 | 713 | 709 |
| ごみのリサイクル率 | -資源物量/家庭系ごみ量 | | 27.6% | 20.0% | 19.4% | 19.7% |
| 最終処分量 | 最終処分場搬入量(t) (最終処分における当市寄与分) | | 大幅削減 | 9,382 | 7,555 | 7,600 |
| 一般廃棄物の発生量 | 一般廃棄物発生量(1 | :) | | 54,658 | 54,997 | 55,366 |
| | 家庭系ごみ量(t) | | | 47,699 | 47,698 | 48,046 |
| 家庭系一般廃棄物の発生量 | 内訳 | 可燃ごみ量(t) | | 31,625 | 31,721 | 31,226 |
| マース | | 不燃ごみ量(t) 粗大ごみ含む | | 6,539 | 6,715 | 7,333 |
| | | 資源物量(t) | | 9,534 | 9,262 | 9,487 |

| 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 出典 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|---------|
| | | • | | 3 | • | • | • |
| | | | | 7,403 | | | |
| - | - | - | - | 基準施設見直 | 7,413 | 7,621 | 環境保全課 |
| 10,699 | 8,481 | 8,469 | 8,802 | 7,728 | 7,517 | 9,697 | 環境保全課 |
| 20,774,396 | 14,713,109 | 15,254,678 | 15,697,819 | 13,537,429 | 13,230,000 | 17,385,322 | 環境保全課 |
| 7,475 | 3,385 | 3,123 | 2,809 | 1,150 | 350 | 4,530 | 環境保全課 |
| 88,369 | 88,405 | 89,096 | 91,094 | 59,628 | 58,766 | 58,966 | 環境保全課 |
| 9,154 | 4,746 | 4,916 | 5,276 | 5,628 | 5,032 | 1,744 | 環境保全課 |
| 1,141,107 | 1,191,903 | 1,108,446 | 1,202,155 | 1,123,018 | 1,086,884 | 1,501,150 | 環境保全課 |
| 47,200 | 43,600 | 41,028 | 39,565 | 40,399 | 37,727 | 41,139 | 環境保全課 |
| 32,350 | 40,600 | 26,897 | 18,256 | 13,905 | 12,899 | 16,779 | 環境保全課 |
| 55,490 | 53,380 | 46,987 | 48,249 | 46,073 | 41,914 | 35,200 | 環境保全課 |
| 33,490 | 33,300 | - | | , | , | | |
| | | 721,435 | 699,714 | 689,182 | 394,231 | 400,412 | 環境保全課 |
| | 622,490 | 672,240 | 629,890 | 566,830 | 531,300 | 527,590 | 管財課 |
| | 119,450 | 103,130 | 100,790 | 90,370 | 103,040 | 89,190 | 管財課 |
| 686 | - | - | - | - | - | - | 東京電力(株) |
| 304 | - | - | - | - | - | - | 東京電力(株) |
| 4,514 | 4,724 | 4,895 | 4,599 | 4,624 | 4,478 | 4,637 | 東京ガス(株) |
| 19,607 | 17,679 | 19,748 | 19,789 | 19,197 | 19,286 | - | 東京都水道局 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 2 | 建築営繕課 |
| 8 | 9 | 10 | 12 | 12 | 12 | 15 | 建築営繕課 |
| 3 | 5 | 4 | 5 | 3 | 2 | 4 | 建築営繕課 |
| 25 | 25 | 22 | 22 | 22 | 22 | 0 | 管財課 |
| | | | | | 13 | 12 | 環境保全課 |
| | | | | | 22 | 20 | 環境保全課 |
| | | | | | 27 | 15 | 環境保全課 |
| | | | | | 3 | 2 | 環境保全課 |
| | | | | | 2 | 1 | 環境保全課 |
| | | | | | 0 | 10 | 環境保全課 |
| | | , | | , | , | | |
| 688 | 682 | 676 | 648 | 578 | 570 | 387g以下 | ごみ減量推進課 |
| 20.4% | 20.9% | 20.9% | 27.0% | 32.5% | 31.6% | 31.7% | ごみ減量推進課 |
| 6,395 | 5,684 | 5,538 | 5,107 | 4,367 | 4,310 | 4,203 | ごみ減量推進課 |
| 54,835 | 55,790 | 55,936 | 54,750 | 49,709 | 48,006 | 47,506 | ごみ減量推進課 |
| 47,119 | 47,597 | 47,455 | 45,648 | 40,829 | 40,523 | 41,164 | ごみ減量推進課 |
| 30,239 | 30,773 | 30,643 | 28,008 | 24,521 | 24,261 | 23,911 | ごみ減量推進課 |
| 7,256 | 6,880 | 6,887 | 5,326 | 3,050 | 3,449 | 3,685 | ごみ減量推進課 |
| 9,624 | 9,944 | 9,925 | 12,314 | 13,258 | 12,813 | 13,568 | ごみ減量推進課 |

| | データ名 | 基準・目標 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
|--------------------|------------------------------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 資源化量 | 資源物収集量・雑物(資源にならなかった異物等)(t) | | 9,233 | 8,854 | 9,116 |
| 28.压制使用口间 | 資源回収量(t) | | 3,194 | 2,936 | 2,806 |
| 資源物集団回収 | 参加団体数 | | 368 | 365 | 369 |
| 廃油回収 | (t) | | 1,600 | 1,600 | 1,980 |
| 4 | 助成基数(基) | | 173 | 79 | 78 |
| 生ごみ減量化処理機購入助成 | 助成金額(円) | | 4,473,039 | 1,682,700 | 1,782,000 |
| 基本方針 4 環境学習 | 習の推進 | | | | |
| 環境学習の担い手の育成 | | | | | |
| 西東京市環境リーダー数 | 講座修了生(累計・人) | 100人 | | | |
| 環境学習の機会の提供 | | ' | | | |
| 環境学習事業数 | 観察会・環境講座開催数(回) | 年10回以上 | | 4 | 5 |
| パートナーシップの推進 | | • | | | |
| エコプラザ西東京登録団体 | 登録団体数 | | | | |
| | | | | | |
| 人口(各年度3月31日現 在) | (人) | | 179,563 | 181,300 | 183,308 |
| | 男性(人) | | 89,201 | 90,127 | 91,011 |
| | 女性(人) | | 90,362 | 91,173 | 92,297 |
| | (世帯) | | 78,142 | 79,808 | 81,060 |

| 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 出 典 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 9,314 | 9,609 | 9,577 | 11,883 | 12,830 | 12,495 | 12,782 | ごみ減量推進課 |
| 2,916 | 3,039 | 3,250 | 3,468 | 3,438 | 3,413 | 3,359 | ごみ減量推進課 |
| 364 | 364 | 366 | 370 | 370 | 371 | 371 | ごみ減量推進課 |
| 2,520 | 2,960 | 3,200 | 23,900 | 44,800 | 47,000 | 51 | ごみ減量推進課 |
| 122 | 147 | 135 | 405 | 204 | 141 | 81 | ごみ減量推進課 |
| 3,164,700 | 3,767,800 | 3,254,400 | 9,439,700 | 4,229,500 | 2,952,400 | 1,788,800 | ごみ減量推進課 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 46 | 56 | 84 | 93 | 93 | 環境保全課 |
| | | | | | | | |
| 5 | 4 | 8 | 14 | 40 | 69 | 80 | 環境保全課ほか |
| | | | | • | | | |
| | | | | 18 | 26 | 25 | 環境保全課 |
| | | | | • | • | | |
| 185,742 | 187,755 | 191,287 | 192,226 | 193,016 | 194,908 | 197,652 | 市民課 |
| 91,990 | 92,925 | 94,602 | 94,876 | 95,139 | 95,705 | 96,847 | 市民課 |
| 93,752 | 94,830 | 96,685 | 97,350 | 97,877 | 99,203 | 100,805 | 市民課 |
| 82,673 | 83,986 | 85,975 | 86,856 | 87,894 | 89,753 | 91,250 | 市民課 |

主な環境基準(各基準と物質解説)

環境基準とは、人の健康を保持し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められています。この基準は環境基本法第16条に基づき公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められており、受忍の限度あるいは許容の限度という意味をもつものではありません。基準値は、人体影響等の疫学的データに基づいた科学的見地と行政上の実現可能性を考慮して定められています。

大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|------------|--|
| 二酸化硫黄 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg / ㎡以下であること。 |
| ダイオキシン類 | 年平均値が 0.6pg TEQ / m ³ 以下であること。 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 |
| ベンゼン | 年平均値が 0.003mg / m³以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 年平均値が 0.2 mg / m³以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 年平均値が 0.2 mg / m³以下であること。 |
| ジクロロメタン | 年平均値が 0.15 mg / m³以下であること。 |

- 1 pg はピコグラムと呼び、1 兆分の 1 g を表す単位です。
- 2 TEQ はダイオキシン類の中で、最も毒性の強い2.3.7.8.四塩化ダイオキシンに換算して表したものです。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|---------------------|---------------|------------------|----------------|
| カドミウム | 0.01mg/ 以下 | 1.1.2 - トリクロロエタン | 0.006 mg/以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | トリクロロエチレン | 0.03 mg/ 以下 |
| 釦 | 0.01 mg/ 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg/ 以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg/ 以下 | 1.3 - ジクロロプロペン | 0.002 mg/ 以下 |
| 砒素 | 0.01 mg/ 以下 | チウラム | 0.006 mg/ 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/ 以下 | シマジン | 0.003 mg/ 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | チオベンカルプ | 0.02 mg/ 以下 |
| PCB | 検出されないこと。 | ベンゼン | 0.01 mg/ 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/ 以下 | セレン | 0.01 mg/ 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/ 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/ 以下 |
| 1.2 - ジクロロエタン | 0.004 mg/ 以下 | ふっ素 | 0.8 mg/ 以下 |
| 1.1 - ジクロロエチレン | 0.02 mg/ 以下 | ほう素 | 1 mg/ 以下 |
| シス - 1.2 - ジクロロエチレン | 0.04 mg/ 以下 | ダイオキシン類 (水質) | 1 pg TEQ / 以下 |
| 1.1.1 - トリクロロエタン | 1 mg/ 以下 | ダイオキシン類 (底質) | 150 pg TEQ/g以下 |

土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|---------|-----------------------------|-----------------|---------------------------|
| カドミウム | 検液1 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 | 1.2-ジクロロエタン | 検液 1 につき 0.004mg 以下であること。 |
| カトミラム | においては米 1kg につき 1mg 未満であること。 | 1.1-ジクロロエチレン | 検液 1 につき 0.02mg 以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | シス-1.2-ジクロロエチレン | 検液 1 につき 0.04mg 以下であること。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 | 1.1.1-トリクロロエタン | 検液1 につき1mg 以下であること。 |
| 鉛 | 検液 1 につき 0.01mg 以下であること。 | 1.1.2-トリクロロエタン | 検液 1 につき 0.006mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1 につき 0.05mg 以下であること。 | トリクロロエチレン | 検液1 につき 0.03mg 以下であること。 |
| | 検液 1 につき 0.01mg 以下であり、かつ | テトラクロロエチレン | 検液 1 につき 0.01mg 以下であること。 |
| 砒素 | 農用地(田に限る)においては、土壌1 | 1.3-ジクロロプロペン | 検液1 につき 0.002mg 以下であること。 |
| | kg につき 15mg 未満であること。 | チウラム | 検液1 につき 0.006mg 以下であること。 |
| 総水銀 | 検液 1 につき 0.0005mg 以下であること。 | シマジン | 検液1 につき 0.003mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | チオベンカルプ | 検液1 につき 0.02mg 以下であること。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 | ベンゼン | 検液 1 につき 0.01mg 以下であること。 |
| 銅 | 農用地(田に限る)においては、土壌1 | セレン | 検液 1 につき 0.01mg 以下であること。 |
| 和山 | kg につき 125mg 未満であること。 | ふっ素 | 検液 1 につき 0.8mg 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1 につき 0.02mg 以下であること。 | ほう素 | 検液1 につき1mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1 につき 0.002mg 以下であること。 | ダイオキシン類 | 1,000pg-TEQ/g以下であること。 |

騒音に係る環境基準(単位:デシベル)

| 地域の類型 | 当てはめ地域 | 地域の区分 | 時間の区分 | |
|-------|---|--------------------------|------------|-----------|
| 地域の規型 | 当ではめ地域 | 163(0)区分 | 昼間(6~22 時) | 夜間(22~6時) |
| A A | 清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域 | | 50 以下 | 40 以下 |
| | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住 | 一般地域 | 55 以下 | 45 以下 |
| А | 居専用地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面 | 2車線以上の車線を有する道路に面す る地域 | 60 以下 | 55 以下 |
| | 第1種住居地域、第2種住居地域、準住 | 一般地域 | 55 以下 | 45 以下 |
| В | 居地域、用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面 | 2車線以上の車線を有する道路に面す る地域 | 65 以下 | 60 以下 |
| | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 | 一般地域 | 60 以下 | 50 以下 |
| | 工業地域、これらに接する地先、水面 | 車線を有する道路に面する地域 | 65 以下 | 60 以下 |

¹ AA:療養地域、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A:専ら住居の用に供される地域 B:主として 住居の用に供される地域 C:相当数の住居と併せて商業の用に供される地域 2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

物質の解説

| 物質 | 説明 |
|---------|---|
| 二酸化硫黄 | 無色・刺激性のある気体で、水に溶け亜硫酸になる。俗に亜硫酸ガスといい、硫黄酸化物の代表的なものである。主に重油、石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼して発生する二酸化硫黄は、大気中で徐々に酸化される。健康被害は慢性気管支炎、喘息性気管支炎、食欲不振、体重減少等が現れる。 |
| 一酸化炭素 | 無色・無臭、水に難溶の気体で、重油、ガソリンなど炭素を含む化合物が不完全燃焼する時に発生する。 生体組織に酸素を運搬するヘモグロビンと強く結合するため、吸入すると酸素欠乏をきたし、重症の場合は窒息死する。 |
| 浮遊粒子状物質 | 沈殿速度が小さいため、大気中に長期間浮遊している微粒子であって、その粒径が 10 µ 以下のものをいう。粒径が 10 µ 以下の粒子は、そのほとんどが気道又は肺胞に沈着し、人の健康上有害な影響を与える。 |
| 二酸化窒素 | 高濃度のものは、赤褐色の気体で刺激臭をもち、腐食性に富む。主に自動車、工場などで燃料の燃焼に伴って排出され、燃料中の窒素分や、空気中の窒素ガスが酸化されて生成する。排出される窒素酸化物の90%以上は一酸化窒素であるが、太陽光照射下で種々の物質の関与により二酸化窒素に酸化される。0.12ppm から敏感な人には知覚され、1~3ppm で臭気を感ずる。高濃度急性暴露で、肺水腫、線維性細気管支炎、肺気腫を起こす。低濃度慢性暴露では、慢性気管支炎、肺機能低下を生ずることが指摘されている。また、二酸化窒素は水に溶けやすく、水と反応して硝酸や亜硝酸を生ずることから、酸性雨の原因ともなる。 |
| カドミウム | カドミウムは青みを帯びた銀白色の金属で、柔らかく、延性及び展性に富みナイフでも容易に削れる。 メッキ、顔料、電池等に使用され、発生源としてはメッキ、塗料、ガラス等の工場と鉱山精錬所などが あげられる。 カドミウムはイタイイタイ病等との関連で知られているが、吸入、経口摂取のいずれの場合にも体内に 蓄積される。経口摂取が続くと胃腸炎、筋肉痛、着色尿のほか、肝臓障害が現れる。長時間にわたって カドミウムの煙霧、粉じんを吸入すると肺気腫、胃腸障害、骨変化等の症状が現れる。 |
| 全シアン | シアン、シアノ錯体等のCN基を含む化合物をいう。代表的なものとして、シアン化水素酸(青酸)、シアン化ナトリウム(青酸ソーダ)、シアン化カリウム(青酸カリ)などがある。 シアン化合物はメッキ液に使用されており、かつては河川を汚染する事故が多かった。毒性は、呼吸器、消化器官、皮膚から吸収されて体内組織の酸素欠乏を招くことである。脳の中枢神経は酸素の欠乏に弱く、呼吸中枢に作用して呼吸停止を起こすことがある。 |
| 鉛 | 鉛は、融点の低い銀白色の柔らかい金属。化合物には、無機鉛化合物と、有機鉛化合物がある。前者には、酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、硫酸鉛などがあり、後者には、自動車用アンチノック剤として使われる四エチル鉛、合成樹脂製品の安定剤として使われるステアリン酸鉛などがある。鉛及びその化合物の環境への廃出源としては、自動車排出ガスのほか鉛、鉛精錬業、鉛蓄電池製造業、顔料製造業、印刷業、ガラス製造業などの排煙、排水がある。鉛中毒症は、血液症状、精神症状、胃腸症状であり、初期の自覚症状は、全身倦怠、頭痛、疲労感、食欲不振などである。有機鉛化合物は特に毒性が高く、脳が犯され死に至ることもある。 |
| 六価クロム | クロム化合物のうち、クロムの原子価が正の6価のもの。クロム酸化合物、重クロム酸化合物が主なものであり、水溶液中で電離してクロム酸イオン、重クロム酸イオンなどの陰イオンを形成し、酸性溶液中で強い酸化剤として作用する。皮膚に触れると皮膚炎、浮腫、潰瘍を起こす。大量に摂取すると嘔吐、腹痛、けいれん等を起こし死亡する。経口致死量は約5gといわれている。六価クロム化合物を利用する業種として、電気メッキ業、顔料製造業などがあげられる。冷却水の腐食抑制剤としても利用される。 |

| 物質 | 説明 |
|----------------|--|
| アルキル水銀 | メチル基やエチル基などのアルキル基と水銀とが結合した有機水銀の一種。自然環境に存在する無機水 銀が、ある条件の下でメチル水銀やジメチル水銀に変化し、食物連鎖を通じて魚介類に濃縮されること が知られている。水俣病はアセトアルデヒドの製造工程で副生したメチル水銀による公害病である。 |
| PCB | 2 つのベンゼン核に塩素の結合した化合物。PCB は塩素含有量の異なる数多くの同族体の混合物である。 絶縁性が高いなど電気的特性に優れ、熱、酸、アルカリなどに非常に安定なため、絶縁油、熱媒体やノ ンカーボン紙溶剤などに広く用いられた。微生物や光による分解を受けにくく、生物体にたやすく取り 込まれ残留性が高く、しかも慢性毒性が強いことから汚染物質として問題となり、昭和 47 年に生産が 中止された。 |
| 銅 | 人の成長に不可欠な必須元素であり、必要量は成人で 2~2.5mg/日といわれる。ただし、水生生物に対する毒性は非常に強く、一般に魚に対する 48 時間半数致死濃度は、銅としては 0.009~0.16mg/ 程度である。主要な化合物は硫酸銅、水酸化銅、酸化銅、塩基性炭酸銅である。発生源としては、自然界の岩石から溶出、鉱山排水、工場排水(メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非金属精錬所等)などがある。 |
| ジクロロメタン | 無色の液体。不燃性、非引火性で、溶剤、エアロゾルの噴射剤、冷媒などに用いられる。水への溶解度が2g/100m とこの種の溶剤としてはかなり高く、また揮散しにくい。人体への影響は、急性症状として麻酔作用及び眼への刺激、慢性症状として皮膚の刺激及び発癌性の疑いが指摘されている。 |
| 四塩化炭素 | 無色の液体。フルオロカーボン類の原料や溶剤、殺虫剤などに用いられる。オゾン層破壊の原因物質の 1 つ。人体影響としては、急性症状として、麻酔作用、下痢、嘔吐があり、また、慢性症状としては肝臓、腎臓の障害、発癌性の疑いが指摘されている。 |
| ジクロロエチレン | ジクロロエチレンには、1.1-ジクロロエチレン、シス及びトランス 1.2-ジクロロエチレンの 3 種類があり、いずれも合成化学物質であり、天然には存在しない。 1.2-ジクロロエチレンは、常温では液体であり、わずかに刺激臭がある。水に難溶で各種有機溶剤に可溶し、引火性、可燃性があり、シス又はトランス混合物として他の塩素系溶剤の反応中間体としての用途がある。 また、ジクロロエチレンは、地下水中ではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンとともに検出される場合が多く、これらの分解生成物である可能性も指摘されている。 |
| トリクロロエチレン | 無色の液体で、油脂分を溶解する力が強い。不燃性であるため、火災の危険性がなく、金属等の脱脂洗 浄剤に広く用いられる。人体影響としては、急性暴露による麻酔作用のほか、肝・腎臓への障害が指摘 されている。皮膚からも吸収される。これと類似の物質に、テトラクロロエチレンがある。 |
| テトラクロロエチレ ン | パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、水に難溶、不燃性で、抽出用溶媒、ドライクリーニング溶剤等として広く用いられている。人体影響は、急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝臓機能障害が指摘され、慢性毒性として発癌性の疑いがある。 |
| シマジン | トリアジン系の除草剤。毒物、劇薬には指定されていない。作物の種まき時期又は生育期で雑草の発生 初期に土壌処理すると、根から吸収され雑草の成長を抑制する。メヒシバ、カヤツリグサ、タデ、スズ メノテッポウ等畑や果樹園の一年草雑草に用いる。団地や河川敷、ゴルフ場の芝生でも良く使われる。 |
| チオベンカルプ | 別名ベンチオカーブ。チオカーバメート系の除草剤で、毒物、劇薬には指定されていない。水田のノエビ、マツバイ等の除草に使用され、畑・苗代では種まき後に土壌処理され、田植え後は水状態で散布される。 |
| ベンゼン | 特有の臭気をもつ無色の液体。水に難溶。基礎的な化学原料として広く用いられる。人体影響としては、 急性症状として麻酔作用が、慢性症状として造血機能の障害と発癌性が知られている。 |
| セレン | 一般に単体では灰色の光沢のある固体であるが、工業的には気体のセレン化水素として使用する例が多い。用途としては半導体の製造、光センサー、光電池の原料、ガラス工業などに用いられる。人体影響として、吸収した場合、目まいや吐き気、目への刺激、慢性症状として肺炎、肝臓・脾臓障害、溶血作用が知られている。 |
| ふっ素 | 無機フッ素化合物と有機フッ素化合物に大別できる。アルミ電解工場、りん酸質肥料工場、光学ガラス などの窯業製品工場、石油化学工場などで使用される。フッ素化合物の人体影響は、食道、胃の疼痛、 嘔吐、胃けいれんなどがあり、吸い込むと、咳、呼吸困難が、重症では肺水腫などが起こる。慢性中毒 として骨格フッ素中毒と、歯牙フッ素中毒(斑状歯)が知られている。 |
| ほう素 | 自然界にも存在する元素で、さまざまな化合物がある。主にガラスの原料に使われており、一般には、 ほう酸団子や子どもの遊び道具のスライムに含まれている。 |

西東京市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条 第6条)

第2章 環境基本計画等(第7条 第9条)

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備(第10条)

第2節 環境管理等の実施(第11条・第12条)

第3節 環境学習の推進等(第13条・第14条)

第4節 市民等の活動の支援(第15条)

第5節 報告書等(第16条)

第4章 地球環境の保全等(第17条)

第5章 環境審議会等(第18条・第19条)

第6章 雑則(第20条・第21条)

附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生 したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊かさや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働 することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷 の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、西東京市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。
 - (1)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内 に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源 を尊重することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

(市の青務)

- 第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を 策定し、これを計画的に実施する責務を有する。
- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施 に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するた めに、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の 必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、 環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、 これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力 する体制を整備しなければならない。
- 5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境 の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければ ならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境 管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた 場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措 置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識 を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努め なければならない。
- 2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
- 3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常 に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことが ないよう相互に配慮しなければならない。
- 4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するため、西東京市環境基本計画(以下「環境基本計 画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 目標及び基本方針
 - (2) 施策の大綱
 - (3) 環境配慮指針
 - (4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あ

らかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及 び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなけ ればならない。

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備

(環境の測定及び監視)

第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定 及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進 に努めるものとする。

第2節 環境管理等の実施

(環境管理及び環境監査)

- 第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、 環境管理及び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。

(環境保全のための事前調査及び配慮)

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境学習の推進等

(環境学習の推進等)

- 第13条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場において、環境に関する学習が 継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者 等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に 活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

- 第14条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に 努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため 必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体との交流並びに 研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要 な科学的知見の集積に努めるものとする。

第4節 市民等の活動の支援

第15条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

第5節 報告書等

- 第16条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、 第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に 基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境の保全等

(地球環境の保全等のための協力)

- 第17条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境 にも影響を及ぼすことを認識し、地球環境の保全に積極的に 努めるものとする。

第5章 環境審議会等

(環境審議会)

- 第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査 審議し、答申する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 市の環境施策の進ちょく状況の検証に関すること。
 - (3) その他環境施策に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する20人以内の 委員をもって組織する。

(1) 公募市民4人以内(2) 事業者2人以内(3) 学識経験者2人以内(4) 関係行政機関の職員2人以内

- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が 欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を 置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に 関する調査が終了したときまでとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境保全活動等推進員)

- 第19条 市長は、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学 習活動の推進を図るため、環境保全活動等推進員(以下「推 進員」という。)を置く。
- 2 推進員は、10人以内とし、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動に関心と意欲を有する公募市民、事業者及び教育関係者の中から市長が依頼するものとする。
- 3 推進員の活動について必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(指導、勧告等)

第20条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、 又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条 の改正規定は、同年7月1日から施行する。 【あ】

ISO14001

企業が地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構(ISO)が作成した国際規格。公害対策のように決められた基準値を守ればよいといったものではなく、企業が環境に対する負担を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材育成やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

アイドリング・ストップ

大気汚染防止を目的に、自動車の停車中はエンジンを停止させること。アイドリングとは、自動車等の駐停車時に無負荷、低速回転でエンジンがかかっている状態をいう。

アスベスト

天然に産出する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れた性質をもつため、建築材料や自動車のプレーキ、クラッチ板などに幅広く使用されている。東京都では一定規模以上のアスベスト除去等の工事について環境確保条例で届出を義務づけている。また、大気汚染防止法でも同様に届出を義務づけている。

[[1]

硫黄酸化物(SO_x)

無色の刺激性の強いガス。呼吸器系を刺激し、慢性気管 支炎などの呼吸器系疾患の有力な原因になる。主な発生 源は重油の燃焼で、現在、対策として重油の低硫黄化、 脱硫装置の改善が進められている。数種ある硫黄酸化物 の中で大気汚染に最も影響が大きいと考えられている のは二酸化硫黄である。

一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起こす。

一般環境大気測定局

一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。一般環境大気測定局には、環境基準の適合状況の把握、大気汚染対策の効果の確認など地域全体の汚染状況を把握する目的のもと、特定発生源の影響を受け高濃度の局所汚染が出現しやすい地域での緊急時の措置に対処するためのものの2種類がある。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市が一般 廃棄物の処理に関し、 発生量及び処理量の見込み 排出の抑制のための方策に関する事項 分別して収集 するものとした種類及び分別の区分 適正な処理及び これを実施する者に関する基本的事項 処理施設の整 備に関する事項 その他処理に関し必要な事項につい て、市の基本構想に即して定めなければならないとされ ている。市は上記に従い、生活環境の保全上の支障が生 じないうちに収集し、搬送し、処分しなければならない。 [う]

ウォーム・ビズ

冬季の職場室温を20 にした場合でも、少しの工夫により暖かく働くことができることを表現した、ビジネススタイルの愛称。重ね着などがその工夫例。

雨水地下浸透

雨水を地中へ浸透させること。都市型洪水の防止、地下 水位の維持・回復などを目的として行われる。

打ち水大作戦

雨水やお風呂の残り湯などを、いっせいに「打ち水」をすることにより、夏場の温度を少しでも下げようとする取組み。平成15年の夏から始まったこの取り組みは、NPO法人が主催し、東京都が後援して実施している。

【え】

エコアクション21

中小企業においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組みに対する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成16年4月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改定した。

SS(浮遊物質量)

粒径2mm未満の水に溶けない懸濁性の物質をいう。河川水にSSが多くなると、光の透過を防ぎ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。また沈降堆積すると、河底の生物にも悪影響を及ぼす。一般に、水域の正常な生産活動を維持するには 25 mg/以下が望ましいとされている。

SPM (浮遊粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質(PM)のうち、粒径が 10 μ m(1 μ mは 100 万分の 1 μ m)以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。 NO $_{\rm x}$ (窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが 2~4 割を占めていると言われている。

【お】

オキシダント(O_x)

オキシダントは、大気中に排出されている窒素酸化物と炭化水素が、太陽の紫外線を受け光化学反応を起こし、その反応の結果、二次的に生成される酸化物の総称である。オキシダントの主成分は 80~90%がオゾンである。目のチカチカ、喉の痛み、植物への被害などの影響がある。

屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。屋上 緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減 など、都市環境問題の緩和などの効果が期待されており、 東京都では自然保護条例に基づき、屋上を含めた緑化の 指導を行っている。

温室効果ガス

温められた地表からの熱(赤外線)が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こす原因とされている。

【か】

カレット

空きビンを透明、茶色など色別に選択し、細かく砕いた もの。ガラス原料などとして再利用される。

環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある実行の実現を目指すもの。

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさを数値で定めているもの。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染しても良いとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び 目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表す る年次報告書。西東京市環境基本条例第 16 条に規定さ れている。

[き]

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

1988 年に、国連環境計画と世界気象機関の共催により設置された。世界の第一線の専門家が、地球温暖化について科学的な評価を行っている。

揮発性有機化合物(VOC)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

キャンドル・ナイト

冬至の日に、長い夜を電気の明かりを消して、キャンド

ル(ろうそく)の火で過ごす取組み。地球温暖化防止で の省エネルギー対策のために実施している。

協働基本方針

西東京市が平成15年度(平成16年3月)に策定した もので、市民活動団体と市が 相互に対等な関係のもと、 互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、 共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力することを基本方針として示している。

京都議定書

平成 9 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された議定書。 先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。平成 17 年 2 月に発効。

[(]

クール・ビズ

夏季の職場室温を 28 にした場合でも、少しの工夫により涼しく働くことができることを表現した、ビジネススタイルの愛称。 ノーネクタイなどがその工夫例。

[2]

光化学スモッグ

光化学スモッグは、窒素酸化物、炭化水素類が太陽光線中の紫外線を受けて、化学反応により二次的汚染物質を生成することによって発生する。生成物として、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)及び二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びアクロレイン等の還元性物質がある。光化学反応によって生成される酸化性物質のうちに二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」といっている。日差しが強く、風の弱い日に特に発生しやすく、大気が白っぽくどんより濁った感じになる。人体影響としては目、のどに刺激を与えるほか、植物にも影響を与える。オキシダントの濃度が高くなった場合には、光化学スモッグ注意報等が発令され、市民に注意を促している。

こどもエコクラブ

環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995年に発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。

【さ】

酸性雨

石化燃料の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨水に取り込まれることによって生じ、通常 pH(水素イオン濃度指数)5.6 以下の雨をいう。欧米では、湖沼、森林等の生態系に深刻な影響を与え、国際問題となっている。日本でも、環境庁による 1981 年からの調査で、欧米並みかそれ以上の酸性降下物量が観測された。

[6]

C O D (科学的酸素要求量)

過マンガン酸カリウムなどの酸化物が、水中の有機物を、二酸化炭素や水などに分解するのに必要な酸素の量。海中や湖沼の汚れ具合を示す数値で、値が大きいほど汚れていることになる。 通常 5 mg/ 以下が望ましい。

自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした 汚染状況を常時監視する測定局。

新エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し新しい エネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電 などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリ サイクル型エネルギーのほか、燃料電池、メタノール・ 石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

親水

水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、 魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられるようになった。

浸透ます

地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするために道路側溝や雨どい下に設置する筒状のもの。市では戸建の家に対して設置の助成制度を実施している。

【せ】

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、 生態系を健全に保全していくための基本的要素である。 「生物の多様性に関する条約」に基づき、日本でも「生 物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多 様性及び生態系(生物生息環境)の多様性の保全を進め ている。

[た]

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。 PCDDのほか、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とコプラナーPCBについても似た構造と毒性をもつことから、合わせてダイオキシン類と定義されており、約220種類が確認されている。

太陽エネルギー

太陽から降り注いでいるエネルギーをいう。これは、全人類の消費エネルギーの約1万倍にも相当するほど膨大で、これを発電、冷暖房、給湯などに利用する太陽熱利用システムや太陽光発電が、クリーンなエネルギー源として期待されている。

(ち)

チーム・マイナス6%

京都議定書による日本の温室効果ガス 6%削減約束に向けて、国民一人ひとりがチームのように一丸となって地球温暖化防止に立ち向かうことをコンセプトに、平成17年4月から環境省が推進している運動。

地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする 温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気 温が上昇すること。海面水位の上昇や世界的な異常気象 などの原因となることが懸念されている。

窒素酸化物(NO_x)

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO $_2$)をまとめた総称。 燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高 温下で反応して発生する。ディーゼル車から多く排出す るとされている。刺激性があり、呼吸器に悪影響を与え るといわれている。

[7]

DO(溶在酸素)

正式には溶存酸素という。水中に溶解している分子状酸素 (O_2) のことで、空気から溶け込むものが大部分であるが、水中の緑色植物の光合成作用によって、日中多量に生産されることも多い。清浄な河川にあっては、DOは、ほぼ飽和に近い8~9 mg/を示す。魚が住むには最低5 mg/以上が必要である。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の 汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電 気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリッ ド自動車などをいう。大気汚染だけでなく、地球温暖化 の防止の観点からも普及が期待されている。

デシベル(dB)

騒音や振動の大きさのレベルの単位として用いる。デシベルで表された騒音のレベルは、ある点での音のエネルギーを示す指標になる。 音のエネルギーが 2 倍になると騒音のレベルは約3dB、3倍になると 4.8dB 高くなる。一方、振動における振動レベルは、ある点での振動加速度を示す指標になる。

テトラクロロエチレン

パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、水に難溶・不燃性で、抽出用用材・ドライクリーニング溶剤等として広く用いられている。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝臓機能障害が指摘され、慢性毒性として発ガン性の疑いがある。

天然ガス車

天然ガスを燃料として走る自動車。最も普及しているのは、天然ガスをそのまま圧縮して高圧ガスにして利用する圧縮天然ガス(CNG)自動車である。天然ガスを用いると二酸化硫黄や黒鉛の排出が少なく、窒素酸化物の排

出量もガソリン車並みになると言われている。

(と)

透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

特定建設作業

騒音規制法及び振動規制法で基準が定められている作業で、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音又は振動を発生するもの。特定建設作業の種類については、 それぞれの政令で定められている。

都市計画マスタープラン

地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための、道路・公園・住宅地づくりなどに関する「基本的」「総合的」「長期的」まちづくりの方針。西東京市のまちづくりは、「みどりの保全と継承」「安全・快適な住宅都市の形成」「まちの活力と魅力の創出」「様々な市民ニーズへの対応」を基本理念として進めている。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

略称「環境確保条例」。1969年に制定された「東京都公害防止条例」が2000年12月に全面的に改正、公布された。将来世代への良好な環境の継承、都民の健康と安全な生活の確保を目指している。

トリクロロエチレン

金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体にどに用いられている。類似物質には、ドライクリーニングに用いられるテトラクロロエチレンなどがある。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらし、発ガン物質である可能性が高いとされている。

[[]]

二酸化炭素(СО₂)

石油、石炭などの炭素化合物が燃焼されて発生する温室効果ガスの一つである。産業革命以前の大気中二酸化炭素濃度は280ppm程度であったが、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、1986年には345ppm程度に増加している。

二酸化窒素(NO2)

窒素酸化物 (NO_x) は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。人間の呼吸器に悪影響を与えるといわれている。

[は]

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いた もの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家 畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生資材、黒液、下水汚 泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃料として発電をおこなったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用もある。

[7]

ppm

体積比や重量比を表す単位で濃度や含有率を示すときに用いる。大気汚染物質濃度に関して使われるときには、体積比のことである。 百万分の 1、たとえば 1 m (1,000,000 m)中に 1 m の物質が含まれている場合を 1 ppm という。

B O D (生物化学的酸素要求量)

正式には生物化学的酸素要求量という。水中の有機物が 微生物のはたらきによって分解されるときに消費され る酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。河 川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排 出水の排出基準値が定められている。数値が大きいほど、 有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。 5 mg/ 以下が望ましい。

ヒートアイランド現象

都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状になる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出、大気汚染などが原因となる。

(IE)

保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて指定され、自然環境保全地域、森林環境保全地域、 里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の5種類がある。保全地域における自然の保護と回復のための 方針や規制等に関する計画(保全計画)を知事が決定する。

【ま】

マスタープラン[master plan]

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、環境、福祉などの分野のマスタープランがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつくられる。

【み】

水循環

地球上の水が太陽熱エネルギーを受けて蒸発し、降雨として再び地球に降り注ぐこと。近年、人間の生活や生産活動が水質と水量に大きな影響を与えており、また、気候変動による異常気象が干ばつや豪雨をもたらすなど、健全な水循環バランスが崩れつつある。

みどりの基本計画

正式には「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。1994年の都市緑化保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画が統合され、緑地の総合的なマスタープランとして創設された。緑地の景観形成機能、防災機能、生物生息機能、レクリエーション機能を総合的に評価・計画するものである。

(ゆ)

有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれの ある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等 の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・ 輸入などを規制している。

【よ】

要請限度

交差点などにおいて、自動車排出ガスによる大気汚染並びに自動車交通による騒音及び振動が一定の限度を超えているときは、都道府県知事または市町村長は、公安委員会に対して、道路交通法の規定による車両の通行の禁止、最高速度の制限、徐行などの措置をとるよう要請することができる。この場合の大気汚染、騒音及び振動についての基準が要請限度と呼ばれている。

[1]]

リサイクル[再生利用: Recycle]

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

リサイクル率

排出されたごみの総量に対するリサイクル(再生使用) された量の割合をいう。資源化率とも言われる。

リデュース[発生抑制:Reduce]

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制する手法。事業者は、原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、市民は、使い捨て製品や不用なものを購入しないこと、廃棄物を分別・減量して家庭からの発生量削減に努めることなど。

粒子状物質(PM)

発生源は生成機構の違いにより、ばいじんなど大気中に 排出されたとき既に粒子として生成されたものと、排出 時にガス状物質であったものが反応や凝縮などを経て 生成されるものに分類される。

リユース[再使用:Reuse]

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。

緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。 広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。

平成 22 年度 西東京市環境年次報告書・環境活動レポート

発行:西東京市 平成 23 年 12 月

編集:西東京市みどり環境部環境保全課

〒202 - 0011 東京都西東京市泉町 3 - 1 2 - 3 5

エコプラザ西東京内

TEL:042-438-4042(直通)

FAX: 042-421-5410

H P:http://www.city.nishitokyo.lg.jp